

2180

291-14

1



農科大學教授農學博士橫井時敬校閱

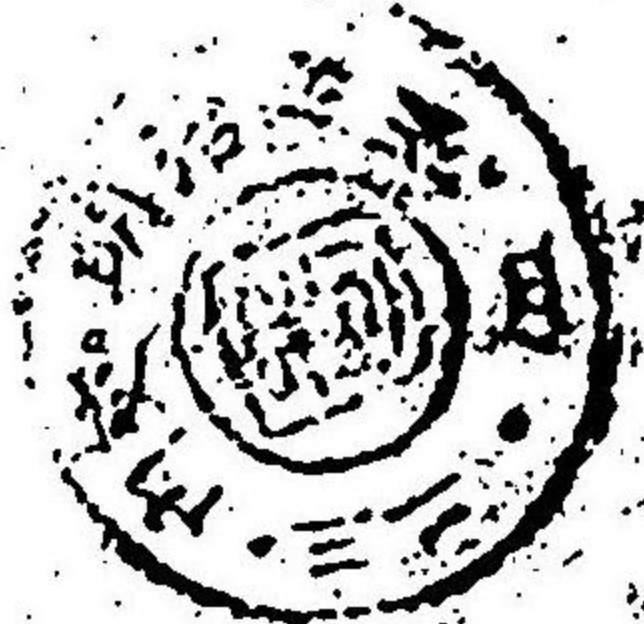
農業教育養成所

岡田九之吉

中曾根三郎合著

農業學校訓練法全

東京 三育舎



初等農業學校訓練法序

訓練の重すべき事、普通教育に於けると、農業教育に於けると其間豈に經庭あるべけんや、然るを世に農業教育を以て單に技藝教育なりとし訓練を以て之に用なしと心得るものの少からざるは、心得違の甚しきものと謂つべきなり、中曾根岡田兩氏我農業教員養成所に於て農業教育學を研究し大に茲に悟る所あり、乃ち其研究の成績を編述し以て之を世に公にせんと志し、余に謁して之れが閱を請へり、方今農業教育漸く將に其緒に就かん

東京三育會

とするに際し、余其頗る時を得たるものなるを思ひ、通讀の上二三指摘する所ありしが、其印刷將に終らんとするを告げて更に序を請ふに及び乃ち欣然之を書して以て與ふ

明治三十五年初春

梅花馥郁たる所虚遊軒に於て

横井時敬誌

緒言

一本書題して、初等農業學校訓練法といふ主として、農業補習學校に於ける訓練につき、論述せるものなれども、亦低度の農學校訓練に資するも、敢て不可なかるべし。

一本書は、主として農業補習學校教員諸君の參考たるべきも、亦以て田舎小學校農學校の教員諸君、農業教員養成所、師範學校農業科等に用ひて、不可なきを信す。
一余輩淺學を顧みず、敢て杜撰の書を公にせるは、

刻下農業教育に於ける訓練の急を信ずればなり。世間有識の士、幸に批正指導の勞を惜むなかれ。

明治三十五年三月

東京駒場にて

著者識す

初等農業學校訓練法

目次

第一章	總論……………	一
第二章	農業補習學校の性質……………	八
第三章	田舎及農民……………	二一
第四章	訓練の意義……………	三一
第五章	訓練上の主義……………	三六
第六章	訓練の方法……………	四四
第一節	生徒心得(修徳の標準)……………	四五
第二節	各學科訓練上の利用……………	五三
第一	修身科……………	五五

第二章 國語科……………六五

第三章 算術科……………七五

第四章 農業に關する學科……………七七

第五章 唱歌科……………八〇

第六章 体操科……………八三

第七章 實習及實驗……………九〇

第三節 模範人物……………一〇〇

第四節 公德養成と農業補習教育……………一一〇

第五節 女子農業補習教育……………一二五

第七章 農業補習學校と農民との關係……………一二九

第八章 結論……………一二五

初等農業學校訓練法

農學博士

横井時敬 校閱
中曾根三郎
岡田九之吉 合著

總論

三万方里に延びる面積、敢て廣きにあらずと雖も、而かも風土良好にして、到る處耕種に適せざるはなく、五風十雨、時に順ひて來り、殆ど無爲にして、五穀の登熟を見る。之れ自然に於ける農業國の日本にあらずや。開國以來茲に三千年、天祖始めて播種の法を開き給ひしより、歴代の天皇之れを獎まし賜ひ、下萬民亦之れを勤め、以て今日に至る、國の政教の基、所農にあらずや。それ然り、我國農を以て國を建つ、豊葦原、瑞穗國にあらずや。それ然り、我國農を以て國を建つ、豊葦原、瑞穗國

の稱、豈故なしとせんや、これを近時の統計に徴するに我國人口無慮四千三百万人、而して其百分の六十二は、實に農民にありとす。我邦の政費毎年無慮二億万圓、而して其二分の一は、實に農民の負擔する所、我邦貿易輸出の額、毎年約二億万圓、而して其過半は、農産物の價格にあらずや。既往を顧みて現時を思ひ、將た將來を卜するに、我邦の生命は農に繋かる所、我邦活動の源泉は農に存する所、農は國の大本なりとは、實に我邦に於て、古今將來に通じて、動かすべからざる格言なりと云ふも敢て謬れるものにあらざるべし。

農業の我國に於ける關係斯くの如し、果して然らば、我國運の發達、進歩、活動は、之を農業に求めずして、又何くに求むべき。我國勢の盛大富強は、これを農業に求めずして、將た何く

に求むべき。熟々我邦現時の状況を觀察するに、文明の潮流は、我邦をかりて、形式の方向に傾流せしめ、國民多くは、文明の眞想を誤解し、徒に形而上の幻影を追ふに汲々たり。茲に於てか、形式的の文明は、大に進歩せしも、實質的の方面に至りては、其進化の方針、大に議すべきものなきにあらず。近時、志士口を開けば、則ち曰く、實業の發達を計るべしと、新聞に雜誌に、亦實業に關する説を述べて、大に斯業の發達進歩を促さんと欲するもの、蓋し國家現時の状態に徴して、自然の輿論と謂つべきなり。見よ、彼の日清の役に於ける、連戰連勝、我武惟れ揚れりと雖も、其一面に於て、國民をして、大に憂懼せしめしものは、實に國費の欠乏より、軍費の前途を氣遣はしめしことにあらずや、我國政府の紛擾、内閣交迭の源泉は

何時も財政問題にあらずや、軍事に教育に土木に衛生に、國家進運の途を妨ぐるものは、財政窮乏の然らしむる所にあらずや、今や、我國經濟界の恐慌不振は、其極に達し、國富の衰頹は、國家の進運を妨げんとするものあり。之れ、夙に憂國志士の、大に慨嘆する所なりとす。其由て來る所を察するに、實に實業の不振、生産の欠乏によらざるはなし。前述の如く、我邦方に文明の進歩駸々たるに拘はらず、此の實業的智識は、未だ、普通人民に浸潤せず、教育と労働とは、劃然として、殊別の界域に立ち、農工諸般の事業は、其大部分に於て、舊習に沈澱せり。今に於て之れが矯正の策を施さずんば、國家將來の進運に容易ならざる影響を來すや、火を見るよりも明かなり。彼のカルセージ、ヴェニスの如き、實業を以て建たざる國

の、容易に亡びたるは、深く鑑みざるべからざることなりとす。今に於て、國家將來の富力を進め、帝國の進運をして、安全鞏固ならしめんには、實に國民に向つて、科學及技術と實業と一致配合せしむるの教育を施すことを務めざるべからず。此に於てか、實業教育の必要を生ず。然れども、人動もすれば、實業とし云へば、商工業と思惟し、之れを發達せしむるには、商工教育を普及せしむれば可なりとするものあり。商工業の發達を計る。素より可なり、然れども、商工業の發達を望みて、其原料の根源たる農業の發達を顧みざるは、恰も河口を見て、其源泉を究めざると同理にして、没理も甚しく、而かも其結果は、却て憂ふべき現象を呈するものとす。かの英國を亡ぼすには、干戈を交ふるに及ばず、米國輸出の小麥を

買取するにありと云はしむるに至りしは、果して何の爲めぞや、實業の發達をはかる、豈獨り商工業に止めて可ならんや。農工商雜共に相並び、相伴ふて、發達を計るべきもの、蓋し論をまたざるなり。況んや、前述の如く、農を以て國を建つる我日本帝國に於てをや。

今や、我國、上は大學より下は小學に至るまで、農業教育機關備れりと雖も、其効果收結に至りては、疑の存するものなきにあらず、彼の大學の如きは、直接に一般農民を教育する所にあらざるを以て、茲に之れを述ぶるの要なしと雖も、農學校以下農業補習學校等に至りては、實に國家の良農を教育する機關なれば、之れが教育法にして、其當を得ざれば、到底我が國富を開進すること能はざるのみならず、或は却て有

害無益の徒事に終らんも計り得べからず、何を以てか之れを云ふ。曰く、現時滔々たる農業教育は、實に農業教育にあらずして、所謂農學教授にあることこれなり。今や、農學校より補習學校に於ける状態を觀察するに、徒らに形式に流れ農學技能を教授するに止まり、其生徒をして、農民たるの品性を陶冶するに毫も意を用ひざるが如し。農學校補習學校は、單に農業の物知り技術者を養成する所にあらざるなり。實に國家の農民を訓育する所なりとす。文部省は、曩に訓令を發して、實業教育に於ける訓練の重要なるを示せり。

德育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ實業ニ從事スル子弟ニ對シテハ專ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重シシ公益ヲ尙フノ氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ宜シク生徒各

自ノ性情ニ應ジ總テノ教科目ニ通シテ德性ヲ涵養シ實踐躬行ヲ勸奨セムコトヲ期セシムベシ云々(明治三十五年一月十五日文部省訓令第一號參照)

農業補習教育に於ける訓練の必要吾人の喋々を俟たざるなり。苟も農業教育に従事する者は、教育上より打算せる農業訓練法、換言せば、教育上に建設せる農業教育に對して、一定の主義方法を確設し、以て生徒を訓育陶冶し、始めて國家の良農民を養成し、茲に農業教育の目的を達し得るものなり。彼の「コメニユス」氏が所謂訓練なき學校は、恰も水なき水車の如しとは、實に妙味の金言なりと謂つべきなり。

第二章 農業補習學校の性質

農業補習學校とは、何をや、之れ吾人の大に研究せんと欲す

る所なり。即ち本論の對象は、實に農業補習學校にして其性質を充分に研究翫味するにあらずんば、是が訓練法を按出し能はざればなり。況や、農業補習學校の性質たる、頗る漠然たるものにして、解釋の如何によりては、大に其性質を誤り易きものなるをや。吾人は、農業補習學校規程及び文部大臣の訓令に基き聊か左に農業補習學校の性質につき、研究する所あらんとす。

農業補習學校規程(明治三十五年一月十五日文部省令

第一號參照)

第一條 農業補習學校ニ於ケル教科目ノ修業期間及教授時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第二條 農業補習學校ニ於テハ土地ノ情況及職業ノ種類

繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナル時間及季節ヲ擇ヒ教授スベシ

第三條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、及實業ニ關スル科目トス但シ修身ハ國語ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

前項ノ教科目中國語、算術ハ之ヲ闕キ又ハ土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フルコトヲ得

修身、國語、算術、及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

國語ハ讀書、作文、習字ニ算術ハ筆算、珠算ニ分テ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ事項若クハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分テ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ事項若クハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

第四條 實業ニ關スル科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ撰擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムベシ

一、農業ニ關シテハ物理、化學、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病蟲害、園藝、養蚕、家畜、造林、丈量ノ類

(工業、水産、商業ニ關スル事項ハ省畧ス)

第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ尋常小學校ヲ卒業セザルモ學齡ヲ過ギタル者ニ限り特ニ入學セシムルコトヲ得

(第六條以下省畧ス)

右は、實業補習學校規程に於ける重要な箇條を摘出せるに過ぎず、實業補習教育の目的を知らんには、更に文部省訓令第一號(明治三十五年一月十五日)を按ぜんことを要す。全訓令に示せる實業補習學校の目的に曰く、

實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其職業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス即チ實業ノ教科ヲ主腦トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスベキト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スガ爲ニ設ケラル、モノト覺ニ其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

云々(全訓令參照)

之を農業補習學校に適用せんか、

農業補習學校ハ農業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス

熱々之れを察するに、農業補習學校に於ける目的は既に義務教育を終りたる兒童に、其教科を補習繼續すると全時に、農業の知能を授くる二目的を有するものなるや明けし。今之れを吟味せんに、其義務教育を終りたる兒童に、教科を補習繼續すると共に、農業の知能を授くるは、一見高等小學校に農業を加設したるものと區別なきが如き感あるも、詳細に考へ來れば、其間大に異なるを知るべし。即ち高等小學

校は尋常小學校の上に設置し、義務教育を卒へたるものに、稍高尙なる普通教育を施し、同時に中等教育の豫備門たるべきものなり、故に高等小學校に入るものは、敢て農業に従事すべきものに限らず、其農業を修むるは之れ他の國語算術等を修むると全しく、一學科として修むるなり、從て農業科を加設し、農業に對する興味を附するにありと雖も、要するに小學校は一般國民としての品性を陶冶するものにして、其教授に於ても、多方の興味を惹起せしむれば足れりとす。然るに、農業補習學校は、既に農業に従事せんとする、即ち農民たらんとする、換言せば、職業の既定せる兒童に、其職業的の教育を施すものにして、此意味に於ては、半ば特殊教育の性質を有するものなり、然れども、教授學の所謂、特殊教育

なるもの、非教育的専門の技藝教育にはあらざるなり。今最低度、即ち義務教育を終りたるものにつきて考ふるに、我邦今日の狀態にありて義務教育を尋常小學四年とせるは、之れ國家の事情に鑑み、其程度を察して、已むを得ざるに出でたるものにして、決して僅々四ヶ年の教育によりて、國民たるの基礎を作り、國民たるの品性を陶冶し得るものとは、固より言ふべからざるなり。漸く自己の名を書き、或は讀み得るに止まり、義務教育にて、教育を廢したるものは、殆ど、役に立たざるものなりと云ふも、敢て過言にあらざるなり。既に然り、斯かる軟弱なる兒童を集めたる補習學校に於ては、其の兒童に對して、先づ第一に、國民としての一般品性を陶冶することを務めざるべからず。前述補習學校の目的に、義務

教育の補習とあるは、即ち此の點を指示せるものにして、補習學校教育の過半は、この點に傾注すべきものなりとす。補習學校の補習學校たる所以は、實に茲に存するものにして、單に農業を教授する學校たらしめば、他の農學校と、何等の撰ぶ所なきのみならず、斯の如き専門特殊教育は、この軟弱なる兒童に向ては、到底施し得べきものにあらず。又施し得べき性質のものにあらざるなり。然れども、又一方より見るときは、農業に必要な知識技能を授くるも亦、補習學校の一目的なれば、是れ亦等閑に附すべきものにあらず。要するに、農業補習學校なるものは、半は訓育的にして、半は技藝的に屬し、一般國民として、の品性陶冶に、農業なるものを加味せるものなりと謂つべし。而して、其農業に關する知能の方

面は、如何なる程度まで授け得るか、是れ深く研究を要することにして、義務教育の補習と全時に、よく農業の原理を授け、技術に堪能ならしむるを得れば、これを授くるも可なり。然れども、前述の如く、漸く義務教育を終へ辛うじて、自己の姓名を書き得るが如き、哀れ軟弱なる兒童に、而かも僅々二年乃至三年の修業年限に於て、自然科學を基礎とせる複雑なる農學の知能を授け得んとすることは、到底出來得べきことにあらず。故に補習學校にては、單に農業的興味を惹起せしめ、他日、彼等が農民として、社會に立つ基礎を作り得れば、満足せざるべからず。否、茲に至れば、補習學校の目的は、充分達し得られたるものにして、これ以上に達せしめんとす。是れ、所謂空中樓閣に等しきものにして、是れ又、補習學校性

質の誤解たるを免れず、農業補習學校の萎靡不振、今日實に哀れなる状態に沈めるは、其原因種々ありと雖、就中農業補習學校の性質を誤解し、其教育法を誤れるもの主なる原因なりとす。

更に一面より觀察するに、農業補習學校は、或意味に於て、實に貧民學校の性質を帶ぶるものなり。即ち最低度の補習學校に入學すべきものは、義務教育を終はり、進で、高等小學校に入學すべき資力なく、直ちに農業に就事せんとする、所謂中産以下、一般下層の兒童の入學すべきものにして、固より中産以上の農民たらんとものは、高等小學校より、更らに進で、農學校に入學するを至當となすべく、又此輩に對しては、之れを望むべきものなりとす。既に補習學校は、貧民的學校

の性質を帶ぶるものたらんには、亦從て其教育の方法も、貧民的ならざるべからず。世には、補習學校に授業科を徵集すべきものなりなど、議論するものあり。吾人を以て目すれば、實に笑ふに足るべきことにして、授業科を取らざるは勿論、相應の筆墨費等は給與すべきものなりと信ず、其他、凡ての點に於て成るべくだけ、質素に、出來得る限り、經濟的にすべきものなり。實に補習學校は、純粹なる田舎學校なり。純然たる田舎教育を施すべき所なり。然るに、今日の補習學校を通觀するに、この貧民的性質を帶ぶる補習教育に紳士的教育を施し、此の田舎的學校に、都會的の教育を施して、毫も顧慮せざる所少なからざるが如し。此弊害は、實に補習教育をして、有害無効に終らしむる一大原因なりとす。甚しきに至り

ては、補習學校を以て、一般小學校と同一視し、中等教育の豫備門の如く誤解し、殊に、高等小學校二年修了以上の程度に設けられたる補習學校に於ては、其生徒中より師範學校へ入學し或は中學に入學する等の輩を出すは、全く、農業補習學校の性質を無視したるものなり。斯くの如きは、實に補習學校をして、田舎學校たらしめざる弊なりとす。當局者既に此弊の存する所を認め曩に實業補習學校令發布の當時訓令を發して戒むる所あり。試みに之にを摘出せんに、

補習教育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニアラズ寧ロ中等教育ヲ摸擬スルノ意義ヲ避ケテ專ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ發達セシメ其固有ノ地位ヲ保テ以テ稍々利益アル生業ヲ得セシムルヲ目的トスベシ此レ補習教

育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要スル、所以ナリ云々(二十六年十一月二十二日訓令參照) 此訓令を翫味せば、現在の農業補習教育の萎菲振はざる所以、思ひ半に過ぐるものなしとせんや。

之を要するに、農業補習學校は、中産以下一般農民に農民的品性を陶冶養成する所にして、之れが教職にある者は、深く此點に就きて留意する所なかるべからざるなり。

第三章 田舎及農民

補習學校の性質、既にかくの如し。此に學ぶものは、田舎の子弟にして、此の卒業生も亦、田舎に生活すべきものなり。而して、其の目的は、實に農民的品性を陶冶するにありとすれば、田舎及農民の何たるを知る。必しも、無用にあらざるなり。田

舎とは、何ぞ、農民の社會なり。農民とは何ぞ、田舎の生業者なり。即ち農民は、田舎の内容物たるなり。而して、この田舎及農民を、あらゆる方面より述べんか、到底小冊子の許す所にあらず、故に吾人は、茲には只教育に關係を有する大畧を述ぶるのみ。

胡蝶翩々として、暖風に舞ひ、菜畦黄金の山を築きて、啼鳥此に囀り、麥浪唇を動かして、詩人を泣かす。是れ春の田舎ならずや、花に優るの新緑鬱葱として、炎帝もこれに力を奪はれ、潺々たる溪流淨々たる冷泉、以て人馬の喘を醫するに足る。これ又、夏の田舎ならずや、金風颯々として、豐年の歌に和し、紅山右に呼び、尾花左に招く、これ所謂見渡す野邊の秋景色ならずや。五穀倉に充ちて、田畑人跡を斷ち、烟り立つ茅屋の

中は、老少男女の笑語高し、これ冬の田舎ならずや。實に田舎は、世界の美境なり。自然の公園なり。

田舎の光景、斯くの如く佳なると同時に、田舎は、實に人の健康に適す。氣鬱し、神悶ゆるの際、郊外數町の散歩は、忽ち元氣を復し、如何に爽かに、如何に快く感ずるか、は、人皆知る所なり。實に田舎は、草木繁茂して、氣候を和げ、人家疎少にして、汚穢物少なく、新鮮なる空氣は、以て呼吸の効を全からしむべく、清潔なる水は、以て食物の腐敗を防ぐべし。彼の恐るべき病原菌の如きも、都會より少なきこと、別に統計を用ゐざるも明かなり。斯く如く、消極的に身體に適するのみならず、更に積極的に、身體を發達せしむる場合多し。人家所々に散在し、道路の狹隘交通の不便は、以て隣家の訪問も、充分に健脚

を練るに足るべく、數斤の手荷物も亦、克く肩腰の筋肉を發達せしむ。况んや、耒耜を採りて、大地を耕し、重穀を負ふて、牛馬を禦するに於てをや、宜なる哉。徵兵検査の成績は、常に田舎の好良なるを示すは、既に事實に於て、証明せるものと謂つべし。

又、田舎の生活は安全なり、春に播きて秋に収め、自ら搗き、自ら炊きて食ふ、自ら賣りて自ら買ふ、故に田舎にては營業に對する利潤こそは、少なければ、金融界の恐慌に伴ふこと少し。即ち、市價一割の昇降を以て、巨萬の富を作る能はさるも、之れが爲め、飢餓に迫るものは、あらざるなり。

嗚呼、誰か自然の美を愛せざらん、誰か身體の健康を望まざらん。誰れか安全なる生活を好まざらんや、然らば、即ち田舎

は好むで住み、喜んで生活すべき所なるべし。然るに、今日我國の状態は、如何事實は、全く之れに反し、所謂都會熱に犯され、田舎は、其粹を都會に吸収せられつゝあり、之れ又、由て、來る所あるべし。今其重なるものを擧ぐれば、

一、田舎は、生活の程度低きこと。

山海の珍味を、食ひ、綾羅錦繡を纏ふことは、人の望む所なり、然るに田舎の事業は、資本の循環鈍く、利子低く、從て利潤少なく、延て賃金安し、これが爲め、粗食弊衣も、満足せざるべからざるなり。これ、實に安全なる生活に伴ふ一弊なり。けれども、又絶對的に救ふべからざるものにもあらざるなり。學者たるものは、この點に向て、宜しく研究し、利潤多く生産を増進する方法を講ぜざるべらず。

一、田舎人は、一般に知識の程度低きこと。

學ぶに師なく、習ふに暇なしとは、田舎志士の口より出づる嘆聲なり。實に田舎にては、有識の士を得難く、且つ交通不便にして、相互に會合し、知識を交換する等の機會も少なく、又職業の上より云ふも田舎の職業即ち農業は、他の商工業に比して、自然の影響を受くること多く、其結果は、比較的知識に關せざるにもよる。兎に角、都會の人より、智識遙に低し、是れよりして、都會を皮想に觀察し、都會にさへ出づれば、手を拱ふして、綾羅を纏ひ、珍味に飽き、忽ち千金の富を作り得るものと思ひ、或は又千に一の非凡の人の傳を聞くや、徒に空想にかられ、其手段方法もなき目的を都會に出で、達せんとの淺はかなる考より來るもの

もあらん、是等は、實に田舎の爲めのみならず、國家の爲め憂ふべきことにして、早く智識の増進を計り、沈思默考、所謂思慮を有せしめて、其弊を救はざるべからず。

三、普通教育の方法によること。

普通教育は、官吏を作るものにあらず、又實業家を作るものにもあらず、一般國民としての基礎を作るべきものなり、換言せば他日如何なる職業をとるにもせよ、其基礎となるべき品性を陶冶し、知能を授くべきものなり、然るに從來の教育は、月給取りの基礎を作りたるものなり、官吏の夢を結ばしめたるものなり、維新後文明の潮流は、非常の速度にて來り、業務多端にして、人物拂底、加減乗除も充分に出來ざる輩も、能く會社の會計員に雇はれ、自己の姓

名すら充分に書く能はざる徒も官衙の書記に採用せらるゝこと必ずしもなきにあらざりしによると雖も、教育者其者に於ても、田舎を輕視し、田舎は、以て身を立て、名を擧ぐるの道なきものと思はしめしことは、吾人こゝに喋々せざるも明かなり。

田舎の状態、大凡斯くの如し、苟も田舎に於て、教鞭を取り、身に田舎の改良進歩の任を負ふものは、深く此點に注意せざるべからず。

更に方面を替へて、農民に付て、少く述べん。

貝原益軒曰く、「農民ハ世事ニ馴レズ惡習ニ染マズ其心質朴ナリ道理ヲ以テ導カバ善ニ遷リ易シ」と信なるかな。それ多獲を喜ぶ牡丹餅は、隣家の健兒も飽き、豊年を祝ふ濁酒に、向

家の爺父も酔ふ、實に他人の苦痛は、自己の如く痛み、他人の幸福亦自己の如く悦ぶ、これ農民の美點にして、實に農民は、同情に富み、且つ親切なり、嫉妬猜忌の如き惡徳は、彼等の心中に潜まず、潔白にして、質樸なり、又農民には、或る意味に於ける善人多く、犯罪者を出すこと少し。嘗て、千八百六十五年、佛國の調査によるに、農民は全國民の百分の七十一を占め、而も犯罪者の統計は、百分の五十一なりと、又伊太利に於ては、全國人口の百分の三十二は、都會に居住するも、犯罪者の統計は、都會に百分の四十二なりと云ふ。我國に於ても、出所稍古しと雖、農學博士新渡戸稻造氏の農業本論に載する所によれば、全國農民の員數百分の五十三を占めたる時、犯罪者は、僅に百分の三十八なり。單に犯罪者のみならず、浮浪

者失業者の如きも、農界より出すこと少し。此等の點に於ては、都會人士の如く、隣家の生死を知らざるが如きに比して、喜ぶべき現象なれども、今日開化の餘弊は、之の美風を襲はんとしつゝあり。豈輕々に見過すを得んや。

農民には、かくの如き美風の存すると共に、迷信多し、從て、宗教心厚く、信仰強し、眞正なる信仰は、喜ぶべきも、迷信より來る、信仰は、實に恐るべきものなり、而して、迷信に二種あり。一は偶然合理的結果に暗合して、利益あるもの、一は絶對的非なるものなり。例へば、蜻蛉は、神の使者なり。之れを殺さば、祟りて病氣となると云ふが如き、偶然益虫の保護となるが如きことあるも、浮鹿子は、支那兵の報いなりとて、拱手驅除に着手せざるが如きに至りては、其害の及ぶ所少からざるべし。

し。何れにせよ、迷信は去らしめざるべからざるも、先づ、絶對的非なるものより、撲滅の策を講ぜざるべからず。

農業は、土地を使用する營業なるゆゑ、農民は土着の念厚く、從つて、愛郷愛國の心に富む、然れども、これが爲め、保守的にして、進取の氣象に乏し、或る意味に於ける進取の氣象は、人をして、狡滑に走らし、徒に競争心を喚起する等の弊はあれども、眞正なる進取の氣象、所謂元氣なるものは、大に獎勵すべきものなり。此元氣のことに就ては、後章、更に詳論する所あるべし。

第四章 訓練の意義

抑も、此訓練なる語は、教育學上屢々用ゐらるゝ語にして、而かも重要な語なり、然れども、其内容に至りては、個々別々

に解釋せられ、頗る漠然として、所謂論理學上の、一字多義の誤を招き易く學ぶものをして、雲を攫むが如き感あらしむることあり。吾人、茲に訓練の意義を明かにせんとす。蓋し、此の誤を防がんとする意に外ならざるなり。

熟々世人の訓練なる語を、教育上使用する意義を察するに、或は廣く解せられ、或は狹く解せらる、先づ廣く解するものを見るに、學校教育は、皆訓練なりと解し、訓育と訓練とを全一視するものなり。これ教育の目的は、道義的品性を陶冶するにありてふことを、誤解否非常に重大視したるより起りしものならんか、由來學校教育は、兎角知能教授に走りたる誤弊を矯めんには、或は適當なる解釋なるやも知らざれども、この解釋は、訓練を二様に活動させ、而かも其活動の結果

は、共に弊なき能はざるなり。即ち、一は學校教育これ訓練なれば、學校に於ける科學の説明實驗に至るまで、悉く徳性涵養の手段なりとし、二三が六の九九の表の呼び方も、酸による、リトマス紙の變色をも引て以て道德に關係せしめんとす。夫れ二三が六は、正直の結果を表し、リトマス紙の變色は服従の意味を示すか、或は、然らん、然れども、かくの如く解せられては、科學の進歩上、非常に迷惑なるのみならず、却て道德上容易ならざる間違を來すに至るべし。かくまでになくとも、とかく斯の如き考を有する者は、束縛の上に束縛をなし、些細のことも、規則的に羅列し、所謂重箱の角を揚子にて、穿つが如きことをなし以て訓練の當を得たりとなす。從て、此の如き訓練の主義の下に養成せらるる生徒は、因循姑息、

四角四面の小刀細工的の小人物となるに至るべし。一は、同じく、學校教育に於て訓練は必要なるも元來教育てふものは、自然に従ふべきものにして、徒に干涉すべきものにあらず、從て、訓練上の主義方針の如きも、規定すべき性質のものにあらずとなし。其内容の如きも、漠然抽象的に示せば可なりと解するものなり。實に、この自然てふことと放任と云ふことは、其距離相近く、誤解し易きものにして、この如き訓練の下に、養成せらるゝ生徒は、徒に、大語を吐き、詭説を弄し、所謂英雄を氣取りて、言ふ所と行ふ所とは、全く、異なる一種厭ふべき壯士的人物に終るべし。

又狭く、訓練の意義を解するものは、學校教育の智徳體の三育中、單に德育に關する方面にのみ重きを置き、直接、德育的

材料にのみ、よりて、品性を陶冶せんとすものなり。果して、かくの如くして品性を陶冶し得るか、若し得たりとせば、これ眞の道德的品性にあらずして、偽道義的品性なるべし。何となれば、斯の如くして得たる智徳體三育の結果は、彼等の腦中に於て、全く域を異にして立ち、而かも交通謝斷せられ統一せられずして存すればなり。

抑も教育なるものは、訓練の内容の利用如何によりて、其効果定まるものなれば、其語義は、如何にあれ、能く應用せられ能く活動せられて、其最高目的に達するを得ば則ち可なり。然れども、如何にせん、語義の多様なるは、其利用を誤らしむるものなるを、然らば、訓練なる語の意義を如何に定めて可なるか、否訓練なる語は、如何なる意義を有するか、夫れ眞理

は、中道に存す。吾人は云はん、吾人の所謂訓練なる意義は、廣狹何れにも偏せざる中道に存するものにして、兒童の道徳品性を陶冶し得べき手段方法は、之れ即ち訓練にして、其各學科知能教授に於けるも、道徳に關係せるものは、採りて以て、訓練に利用すべきは、勿論なるも、決して、學校教育は、訓練と全く同一視すべきものにはあらざるなり。故に、茲に所謂農業補習學校訓練なる意義は、農民たるの品性を陶冶すべき道徳的方面の手段を指すものにして、補習教育には、其一面に於て知能教授の存することを無視すべきものにあらざるなり。

第五章 訓練の主義

前章既に論ぜしが如く、農業補習學校訓練の目的は、實に一般農民としての品性を陶冶するにあり而して、其目的を達するに採るべき主義方法は、如何なるものなるかは、吾人の最も論ぜんと欲する所にして、又此論を草する大主眼の點なりとす。抑々、吾人の所謂一般農民としての品性とは、如何なるものを云ふか、固より、農民と云ふも敢て我國民以外のものにあらざれば、其國民としての品性、即ち官吏にあれば、商人にあれば、將た工業者たるを問はず、雜業者たるを論ぜず、苟も日本帝國臣民たるものの、具備すべき品性を有すべきは、勿論なれば、先づ、第一に國民としての品性を具へしめざるべからず。何をか、一般國民の品性と云ふ、他なし、教育勅語に規定し賜へる日本國民として必要なる徳目を具備す

と是れなり。即ち農業補習教育の目的たる義務教育の補
 るこ習に於て、務むべきは、此一般國民たるの品性を陶冶養
 成することにして、固より忠孝兩全大日本帝國眞男子とし
 て、恥ぢざる、敷島の日本女子として、恥ぢざる、所謂良民を養
 成するは論を俟たず、而して、其徳性を農業的方面に歸結せ
 しめたるもの、換言すれば、農民に最も重要な徳目を以て、
 諸徳を主宰せしめたるもの、これ農民的品性を有するもの
 なりとす。吾人の所謂教育の立脚地に農業を建設せる訓練
 法と稱するもの亦、此意に外ならざるなり。要するに、農民と
 して、最も重要な徳を最も能く實踐し得る。換言すれば、農
 民に最も適切なる人物を養成せんとするにあり。
 而して、此農民として最も重要な徳とは、何ぞや、吾人は、諸

徳中より、勤勉と節儉とを撰出せり。吾人は、便宜上、此二徳
 を併稱して、勤儉と謂ふ。
 此の勤と儉たるや、何種の人を問はず、必要缺くべからざる
 も、殊に農民にありては、然りとなす。若し、農民にして、此の勤
 儉の徳なかりせば、如何に他の諸徳完備するも、農民として
 の價值なしと斷言するも、敢て過言にあらざるなり。何とな
 れば、農業なるものは、勤と儉とを離れては、到底好果を收む
 ること能はざればなり。而して、如何なる種の品性を問はず、
 能く調和發達せしものならざるべからず。實に吾人の養成
 せんと欲する兒童は、圓滿なる品性を有し、而かも積極、消極
 二方面を並有する人物ならざるべからざるなり。其積極的
 の方面に於ては、常に潑々たる元氣を有し、進取發動的に如

何なる困苦も、如何なる障害も、勇猛奮進するものならざるべからず。これ今日の時勢に於て、最も要求すべき積極的人物にして、我帝國文明の地平線を、一步一步高むるに於て、宇内各國との競争場裡に立つに於て、最も必要なるものにして、一般國民として、固より積極的人物ならざるべからざるも、殊に農業界即ち農民に於て然りとす。何を以て之れを云ふか。他なし。農業なるものは、兎角保守的所謂消極的に流れ易きものにして、今日他の業に比して、進歩發達の遅々たるもの、徒に祖先の舊慣を墨守して、其進歩の域に達せざるもの、固より一般農民の智識の程度低きにも原因すれども、これ消極的人物の農民に多きの然らしむる所なり。加ふるに現今我國の農業は、過渡時代とも云ふべき時にして、遠から

ざる將來に、農法一變せられざるべからざる、今日に於て、所謂農事の改良事業は、この積極的人物にあらざれば、得て望む能はざるなり。これ吾人の積極的人物所謂元氣を有する農民を養成せんと欲する所以なりとす。然れども、他の一面より觀察するときは、この元氣を有するのみにして可なるか。單に元氣を有するのみにては、これ又一方に偏するものにして、事業の成效は覺束なかるべし。古來偉人傑士、大事業家等の人物を視察するに、必ず積極の方面に加ふるに、其一面に消極的方面を含まざるものなし。此二方面を有して、初めて成效の人たるを得るなり。農業に於て之れを見るに、農業なるものは固有の性質として、一面に於ては、消極的の性質を有し、保守堅固にして、以て成效を來すこと多し。寧ろ平

常事なきに於ては、保守的の性質を免れざるものなり。茲に於てか、農民たるものは、益々一面に於て、積極的たるべく、一面に於て、消極的たらざるべからず、これ單に、此見解に於て、必要なるのみならず、其積極的に活動するに際し、之れに伴ひて、必ず要するものにして、忍耐即ちこれなり。元氣を以て活動するに當りても、社會の事業は、平坦砥の如きものにはあらず、其間には、幾多の困難障害に遭遇するや必せり。此時に當り、消極的方面に百折撓まず、干挫屈せざる忍耐の存するなくんば、到底この障害に抵抗して、よくこれに勝ち、以て其目的を達すること能はざるのみならず、其元氣も、中途にして挫折すること往々にして然るべきものあり。實に、(何のその岩をも透す梓弓)てふ元氣と(しばし木の葉の下くぐる

なり)てふ忍耐とを有せざるべからざるなり。然り而して、この元氣忍耐を並有し、能く調和統一したる者にして、始めて勤儉なる徳を完うすべし、換言せば、勤儉なる徳の内容は、この元氣忍耐を含むものなりとす。即ち其積極的方面にありては、農業に精勵し、其進歩發達を計り、以て多くの利財を得べき元氣を有すべく、其消極的方面にありては、能く其身分の事情に鑑み、漫りに山師的のことをなさず、貯蓄節儉等の美德は、この方面即ち忍耐の側に於て務めらるゝことにして、かくして其富を致し、良農民たるを得べきものなりとす。要するに、元氣忍耐は恰も車の兩輪、鳥の兩翼の如き關係を有し、共に農民として、殊に缺くべからざるものなり。

以上を約言すれば、吾人の所謂訓練上の主義方針たるや、農民として最も必要なる勤儉なる徳を以て諸徳を主宰統一せしめ、其積極的方面に於ては、元氣を有し、其消極的方面に於ては、忍耐を有する人物を養成せんとするにあり。尙、後章生徒心得に關連して、詳論する所あらんとす。

第六章 訓練の方法

前章論述する如く、吾人の農業補習學校訓練の目的は、一般農民としての、品性を陶冶するにありて、其訓練上の主義として、積極(元氣)消極(忍耐)の二方面を備へたる人物を勤儉なる徳目の下に、統一せしめんことを述べたり。然らば、斯くの如き主義により、如何なる方法によりてか、能く訓練の目的を達し得べきかは、茲に起るべき問題にして、亦最も研究す

べきものなりとす。左に節を追ひて述ぶる所あらん。

第一節 生徒心得(修徳の標準)

(45) 法 練 訓 校 學 業 農 等 初

説をなすもの曰く、教育の目的は、道德的品性を陶冶するにあり。而して、其到達點は、教育勅語にあり。生徒をして、其教育勅語に規定せられたる諸徳を備へしめ、よく忠孝の士たらしめば、以て教育の目的を達せるものなり。何ぞ訓練の主義方法等を要せんやと、是れ、一見理あるが如きも、熟々之を考察するに、斯くの如き考を有する教育者には、斷じて教育の目的を達し得べきものにあらずと云ふも、敢て過言にあらざるなり。斯くの如き輩は、目的と手段方法とを混解せるものにして、目的は常に適當の手段方法によらざれば達する能はざることを思はざるものと云はざるを得ず。手段

方法なきの目的は、空想のみ、何ぞ思はざるの甚しき。抑も教育勅語なるものは、大日本國臣民たるものの具有すべき徳目を示し給はせたるものにして、倫理學上所謂徳の躰を示し給へるものなり、その徳目の用、即ち手段方法、換言せば、如何にして行ひ、如何なる仕方をして忠なるか、孝なるか、將た博愛なるか等の道德の用に至りては示し給へるものにあらざるなり。これ、道德の用即ち方式は、其時代により、其知識の程度により、其國の事情により、變遷して一定せるものにあらざれば、固より勅語に規定し給はるべき筈なればなり。教育に於ける徳性涵養の最も重要な點は、即ち此徳の大本に達する方式、所謂徳の用を究むるにあり、如何にせば孝なるか、將た如何にせば友愛なるか等を明かにする

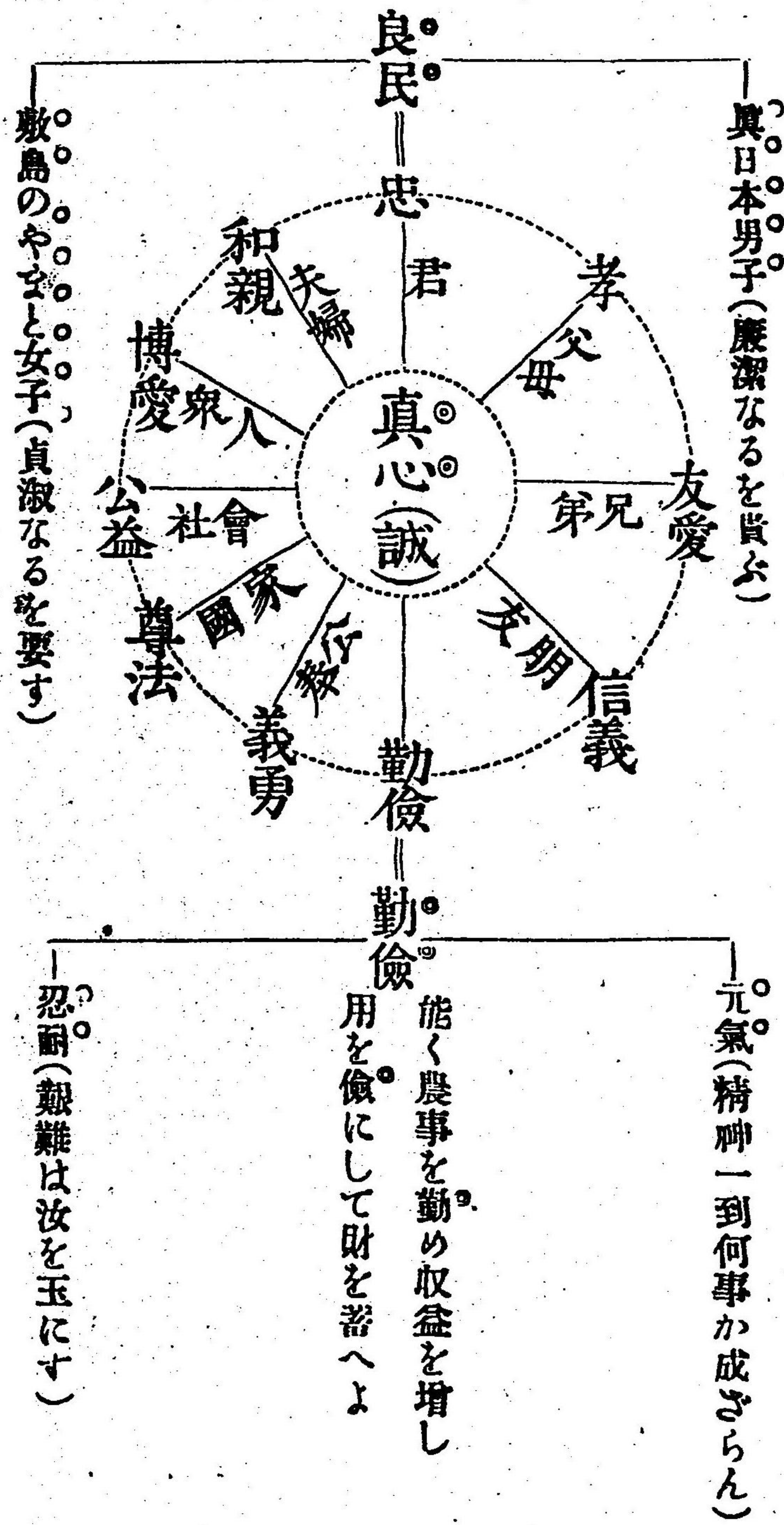
にあり。其境遇に於ける、其時代に於ける、其程度に於ける、徳の用を適當に流出して、正鵠を失はざる源泉を作るにあり、然るに、この理を解せざる教育者は、教育勅語に規定し給へる徳目をのみ説き、生徒に對しては、只、汝は忠孝の士たれ、友愛たれ、仁慈たれ、義勇たれと、而して、其手段方法の如何に至りては、毫も説く所なし。故に生徒は、其腦中に空々漠々、單に忠孝仁義友愛等の青表紙的の徳目は、印象するも、其内容に至りては、殆ど得る所なし。彼等は、死したる忠孝は知るも、生きたる忠孝は知る能はざるべし。從來教育の効果を奏せざるは實にこの點に存する教育者の誤解によること大なりとす。恰も山巔を望み見て、其至るべき途を教へず、單に山巔に至れと責むると同一にして、其目的に達し得るか否

やは、識者を俟たずして明なり。然れども、其方式に至りても、之れを區々細々、所謂枝に小枝に末葉まで亘らば、是れ又際限なきことにして、斯くの如きは、却て徳の統一を害し、兒童をして、徒らに複雑煩悶に終らしむるものにして、徳性の確立せる統一的人物を養成すること能はざるべし、要するに、兒童をして如何なる場合にても、又如何なる事情に於ても、常に其徳性を支配して、其行を誤らざる統一點を與へざるべからず、斯くの如くにして、其兒童は常に此標準により、其行爲を支配統一すべく、何れの場合に於けるも、體あり、常あるの人物たるを得て、以て、漸次其徳性を涵養し、統一せる人物たるを得るものなり。余輩の訓練法の第一として、茲に生徒心得なるものを掲ぐ、蓋し此意に外ならざるなり。然るに、

世には、生徒心得を難するものあり。曰く、生徒心得なりとて、數ヶ條の規定を設けて、厳しく生徒に守らしむ。生徒は之れを嚴守するの結果、規定以外のこと、善も避け悪をもなし得々たるに至らん。然らば、起り得べき。凡ての場合を羅列規定せんか、これ云ふべくして、行はれざることなり。寧ろこれなきの勝れるに如かずと、夫れ或は然らん。冗長複雑にし、箇條書體のものは、たとひ、總ての場合を規定し得たりとするも、何の効かあらん。併しながら、之れを以て生徒心得を廢するの理由となすは、没理の甚しきものと云はざるを得ず、何となれば、此等の弊なき生徒心得なるものを作り得ればなり。即ち冗長複雑なるものにて生徒を束縛し、器械的に守らしむるものにあらずして、一目瞭然簡明にして、盡して遺

憾なきものを作り得られざる理由あらざればなり。吾人は、農業補習學校に於て、左の如き表を以て、生徒心得となさんと欲するものなり。

生徒心得



前述の如く、農業補習學校に於ける訓練の目的は、良民を作るにあり。而して、其良民なるものは眞日本男子として耻ぢざる者、敦島のやまと女子として、天晴なる者を含み、一般國民としての品性を、陶冶し徳性を涵養するにあることも亦、既に明にせり。然り而て、其徳性の根本源泉とも稱すべきものは、實に一片の真心、誠心、誠意にありとす。此の真心たる、君に流出せるもの、即ち忠、父母に流出せるもの、即ち孝、朋友に流出せるもの、即ち信……要するに、其対象を異にするにより、徳目を差別するものにして、其源泉は、真心に外ならざるなり。徳性涵養に於ける主要なる目的は、實に此の真心の養成に存するものなり。又、諸徳中勤儉なる徳を特に抜き出したるもの、前章

の論旨に外ならざるなり。即ち農民に最も重要缺くべからざる勤儉なる徳を以て、諸徳を統一せしめ、農民的品性を作らんとす。蓋し、訓練上主義の存する所なり。

要するに、能く農事を勤め、収益を増し、用を儉にして、財を蓄へば、農民として、立派なるものと謂はざるを得ず。其積極的元氣、消極的忍耐の必要なるは前章既に詳述したれば、再び贅せざるなり。

又、廉潔と貞淑とは、古來我國民の特徴とも稱すべき美德なれば、此徳も訓練上、大に意を用ふべきものなりとす。

要するに、生徒心得は、訓練上最重最要なる、殆ど訓練の精神とも稱すべきものなれば、生徒をして、此心得を銘心刻肝せしめ、一動一舉、善惡正邪、此心得により支配せしむべく、善あ

れば、此心得により益々獎まし悪あれば、此心得によりて戒め、常に勤儉を以て其徳を支配統一し、以て良農民にらしめんとするにあり。故に、この生徒心得は、訓練教授等教育一切の歸結點にして、又行爲の源泉たらしむべきものなり。

第二節 各學科訓練上の利用

茲に、吾人の所謂各學科訓練上の利用とは、一言以て之れを云へば、教授をして、訓練に利用せしめんとするにあり。夫れ學校に於ける事業の重なるものは、教授訓練の二なることは、前述の如し而して、有形的に其事業の大部分を占むるものは、實に各學科に於ける教授にありとす。凡そ、各學科教授の目的たるや、兒童に、其生活に必須なる普通の智識技能を授くると全時に、一面に於て、訓練と相關聯して、道德教育に

資する者なり。茲に吾人の論せんと欲する所の者は、後者即ち訓練上の利用にありとす。普通教育に於ける訓練教授なる者は、其間密接なる関係を有し、恰も鳥の兩翼車の兩輪に於けるが如く、互に相關聯補助して、以て教育の目的を達することを得る者なり。小學校令施行規則第一條を按ずるに「道德教育又國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」

蓋し教授をして、訓練に利用せんことを指示せるものなり。各教科の、苟も移して以て兒童の徳性を涵養すべき事項に至りては、細大漏らさず、訓練上に利用し、以て道德教育に資せざるべからず。是に依りて之れを見れば、農業補習教育に於ける各教科教授も、其知能を教授すると全時に、農民的品

性を養ふに資すべき材料は、悉く之れを利用せざるべからず、單に智能教授を以て、能事終れりとなすは、高等なる専門教授所謂非教育的教授ならばいざ知らず、苟も、教育的教授に於ては、許すべからざることなりとす。教育の最終目的は、道義的品性を備ふる人物を涵養するにありて、其智能の如きは、この目的の下にあるべきものなることを忘るべからず、以下各學科にわたり、其訓練上の利用につきて、論述せん。

第一 修身科

今教則により、普通教育の修身科の要旨を按ずるに、

「修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス」

尋尋小學校ニ於テハ初ハ孝悌親愛勤儉恭敬信實義勇等

ニツキ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ
 國家及社會ニ對スル責務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高
 メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙バシメ忠
 君愛國ノ志氣ヲ養ハシムコトヲ務ムベシ
 高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶の功
 ナ堅實ナラシメンコトヲ務ムベシ
 女兒ニアリテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシムコトヲ注意スベ
 シ云々

此要旨に付きて考ふるに、實に修身科にして、能く其目的を
 達し得らるゝ時は、教育の目的は、殆ど達せられたるものな
 り。教育の目的たる、此以外に要求すべきこと、幾何かある。修
 身科なる哉、修身科なる哉、普通教育に於て、各教科の統合點

となし、此科に、非常に重きを置き、以て教育の主眼點となす
 もの、又宜なりと云ふべし。農業補習學校に於ける修身科も、
 固より、之れと何等の異なるなきは、勿論なれども、強て之れ
 を意解すれば、特に農民としての品性を涵養するに務むべ
 し」と附加するも可ならんか。兎に角、農業補習學校に於ける
 も、修身科を以て各教科の統合點となし、主導點となし、此科
 の要旨により、能く農民としての品性を陶冶養成せんこと
 を務むべきものとす。今訓練的方面より、補習學校の修身科
 を觀察すれば、

一 農業補習學校に課すべき修身は、農民的修身なるを要す。
 前章、屢論述せし如く、農民としても、固より、帝國臣民たる
 の要素を具有すべきは勿論なれば、其修身科に於けるも、

前記要旨により、教授すべきは言ふまでもなけれど、特に農民として、品性を陶冶するものなれば、其修身も亦、農民的ならざるべからず。由來農業教育の好果を収めず、生徒をして、兎角農業を輕視し、田舎を嫌ひ、所謂都會熱に冒され、不生産的の人物を作り、往々失敗に終らしめし主因は、實に此點に存するものとす。固より、此の農民的修身なるものは、農業倫理より打算せられたるものならざるべからざるも、今日未だ此點につき研究せられたるものなく、從て、教科書の如きも出來居らざれば、能く其目的を達せんには、茲に農業倫理なるものを組立てざるべからず。之れ頗る困難なる事業なりとす。然れども、これは今日の狀態に於ては、未だ専門倫理學者の手になさるべくもあら

ざれば、農業教育者の手になさざるべからざるもの、實に農業教育者、即ち吾人必然の一大責務なりとす。余輩不才なれども、之れに關して多少説なきにあらず、他日を俟て、聊か卑見を公にすることもあらん。併し、吾人の所謂農業倫理と云ふ、敢て事新しき科學にして、普通倫理學以外にあるものにあらず、只其徳の用を、農業的に組み立てられたるもののみ。換言せば、其徳に達し得る手段方法を、農民の行ひ得るものたらしむるにあり。兎に角、補習學校に於ては、其農民として、殊更重要なる徳目、即ち勤勉、儉約、親切、公益等の徳を、精しく説話し、以て農民的に、田舎的に、其品性を陶冶養成すべきなり。

二、農民的感情を養ふことを務めざるべからず。

由來、田舎の貴ぶべきは、風俗敦厚、人情質樸なるにあり、其敦厚なる風俗質素なる人情親切なる心、これ所謂田舎の田舎たる美風にして、之れを稱して、吾人は農民的感情と云ふなり。春風の如き暖き感情と、明月の如き清朗なる、而かも一點の汚點なき無邪氣なる心とは、實に農民の特色にして、此心ありて、其農民たるの道義を維持し、農民たるの品性を保つを得べし。近時、形式的開明の弊流は、社會を翔りて、輕薄澆季に赴かしめ、不徳不善、殆ど道德の何物たるかを疑はしるに至るは、識者の夙に慨する處なり。此滔々たる濁流は無垢なる田舎にまで、漸次浸入せんとするも、尙幸に田舎に於て、一の見るべき美風なきにあらず。今に於て、之れが豫防策を講ぜずんば、此美風も塗地滅失す

る、蓋し遠きにあらざるべし。而して、この美風を保持し、且つ進歩せしむるには、修身科を措いて、他に求むること能はず、此に於てか、本科に於て、大に此點に注意し、農民の品性を確固たらしめ、以て其弊風に染まざらしむる様務めざるべからず、而して、これをなすには、例話、事實等、農業に關する適例を撰みて、教材となし、實に、彼等の感情に訴て高尙なる道義的感情を涵養するを要す。かの最初より、理論に訴へ、其理性を涵養せんとするは、頗る難きことにし、其効を見ること能はず、徒に生徒をして、理屈ばかり頑固偏屈に陥らしめ、高尙なる道義的感情を起さしむること能はず、勿論漸次其理性を涵養し、遂には、道德的理性と、道德的感情とを完美せるものたらしむるは、言ふまでもな

けれども、最初にありては、先づ、其感情に訴へて、養成するは、便利にして、且つ至當なる順序なりと信ず。

三、例話及び模範人物は、農業者中より撰び、且つ一人にて、諸徳を、なるべく併有せるものならざるべからず。

修身教授に於ける、最も注意すべきことは、例話及模範人物にあり。前段述ぶるが如き農民的感情を養ふには、最も之れに適合せる例話、模範人物を擇ばざるべからず、而して、其一人にて、よく諸徳を兼有する所謂理想的の人物ならば、從て好果を収むること、大なるべし。從來、修身教授に於ける例話、模範人物等、徒に多きに過ぎ、兒童の精神を錯雜ならしめ、其徳の統一を缺き、其人物に對する同情欽仰の念を減じ、殆ど模範人物たるの効を失ふこと、往々にし

て然り、單に生徒は、教師より一場の講談をきく如く、落語を聞く如く、一席の面白話に終り、如何なる點が、其模範として、欽仰すべき所なるかも注意せざるに至る。これ其模範人物の撰び方に、最も注意すべき所以なりとす。而して、其模範人物例話の如きは、成るべく其生徒の近傍に於けるものより擇ぶべし。兒童は、想像し能はざる遠方の比較的完全なる人物より、寧ろ稍不完全なるも、近傍の人物には、同情欽仰甚しきものにして、從て、これより、其郷土を愛し、業務を愛する等の奮勵心をも、惹起するものなり。此の模範人物に關しては、後章、改めて論述する所あるべし。

四、格言は、一般農業に關係せるものの外、生徒の性僻に應じて、特別に與ふべし、而して、其數は、少くすべし。

成るべく、農業に關係せる格言を撰ぶべきは勿論なるが、其生徒の性僻に應じて、例へば不勉強の生徒には、勉強の意を諷したる、虚言の僻ある生徒には、虚言を諷したる等の格言を與ふること必要なり。而して、格言は、平易なるものを撰ぶべきは勿論なれども、其性質として、多くは抽象的のものにして、動もすれば、兒童の程度に適はざる傾あれば、多く與へては、其効なきに至るべし。

五、修身科の統合點は、常に生徒心得に歸着せしむべし。前述の如く、生徒心得なる者は、實に生徒修徳の標準、諸徳行爲の支配點なれば、其修身教授に於ける統合點は、生徒心得にあるべきこと勿論なり。修身教授の好果も、此點の如何によるべく、又生徒心得の效果も、亦、修身科統合の如

何によるべし。常に良民たることを忘れず、農民として、勤儉なる徳の殊に重要なるを知り、一舉一動、一言一句、此生徒心得に統合せられ、始めて統一せる農民的品性を有する人物たるを得べきなり。

尙修身科につきては、實地にあたり、述べんと欲すること少からざれども、それは、教授上の様式に亘ることなれば、此には省略しぬ。

第二 國語科

教則に示せる國語科の要旨を按ずるに、

「普通ノ言語日常須知ノ文字文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス其材料ハ修身歴史地理理科其他生活ニ必須ナル事項ニ

取り趣味ニ富ムモノヲラシムベシ
女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フベシ
元來普通教育に於ける國語科なるものは、其性質に於て、其材料に於て、又其時間に於て最も兒童の思想界を作るに重大なる關係を有するものにして、古來讀書、算筆を以て、教育の三道となし、就中讀書即學問なる程に、重大視せるも亦、宜なりと謂ふべし。

前記教授要旨につき、之を考ふるに、國語科なるものは、其言語文字上の形式修練と共に、内容に於ける知徳の啓發を含むものにして、訓練上に利用すべきは、主に此點にありとす。殊に其材料に至りては、撰擇の範圍頗る廣く、若し其材料にして、兒童の徳性を涵養するに足るものならば、之れ即ち、一

の修身書と見做すも、敢て不可なきものなり。

國語科の要旨、既に斯の如し。教師たるもの、常に此要旨を鑑み、言語文字上の修練と同時に、其一面に於ては内容につき、道德教育、國民教育に資すべく、即ち訓練上の利用を務むべく、國語科をして、所謂文字讀み、符標教授に終らしめざらんことを、深く注意せざるべからず。

今日の狀態に於て、農業補習教育に資すべき完全なる教科書を求めんこと、固より望みがたけれども、凡そ教科書の如きは、何種のものかを問はず、教授の一方便に過ぎざるものにして、其利用の如何は、實に教師其人にありとす。彼の所謂教科書の奴隸となる勿れて、吾人教育者の大に鑑むべきことなりとす。

然らば、農業補習教育に於ける國語科の利用は、之を如何にすべきか。

一、其材料は、直接農業に關する事項を含むものなるを要す。農業料なるものを、別に一分科として教授する場合には、此の如き必要なきが如きも、低度の農業補習學校に於ては、國語科の材料に、農業に關する事項を加へ、所謂農業讀本なるものに於て、言語文字上の修練と共に、農業の知能を授くるを、一舉兩得の方法なりとす。之れ、農業を、興味津々、不知不識の間、愉快に生徒に會得せしむるに、適當なる方法なればなり。

二、其材料中には、農業に關する歴史の事項を含ましむるを要す。

吾人は、元來義務教育に於て、歴史科の如き重要な學科を課せざるを、常に遺憾とするものなり、然れども、一學科として課せざるも、他學科即ち修身國語等に於て授け得るとせば、必しも不可となすべきにあらず、只常に、吾人の思ふべきは其國民としての品性なるものは、歴史科に於て、大に養はるゝものなりと云ふことにあり、教則に示せる歴史科の要旨を見ずや、

「日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トナス」

前述の如く農業教育に於ける目的は、一般農民としての品性を陶冶するにあれば、歴史科により、國民たるの志操を養ふこと、勿論必要なれども、特に農業の發達、變遷、農業

に効ある人物の傳記等、所謂農業歴史の一斑を知らしめ、之により、農業は、我國に如何なる重大の關係を有するや、如何に必要なるや、如何に貴重すべき業なるやを知らしめ、農業者の自尊心と奮勵心とを惹起せしむるを要す。殊に其郷土史なるものは、田舎に於ては、其地の農業發達史とも稱すべきものなれば、其郷土史にて、愛農心より愛郷心を起さしめ、進では、愛國心を鞏固ならしむべく、一方に於ては、所謂都會熱に冒されざる、着實の農民志操を養成するを得べし。農業歴史の利用又効大ならずとせんや。

三、其材料中には、農業地理に關係せる事項を含むものなることを要す。

普通教育に於ける地理科なるものは、前者歴史科と關聯

して、以て國民教育の資料に缺くべからざるものなり、教則にも示す如く、

「地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス」

依之觀之、地理科の利用も亦大なりと謂ふべし。而て、地理の如何は、其土地の生業、人情、風俗に尠からざる影響を與ふるものにして、殊に農業經營學は、吾人に教ふるに地理の状態により、農業組織を變更すべきを以てせり。彼の有名なるちゆねん孤立國なるものは、此眞理を表はせるものにあらずや、よし、農業組織を變更する迄ならずとも、經濟的に農業を營まんには、必ず其土地の交通、販路等、農業

に關係深き地理の狀態を究めざるべからず、況や、其郷土地誌なるものは、前者郷土史と相俟て、愛郷心…愛農心…愛國心の基礎を養ふに至大なる効果あるものをや。

四、其材料中には、國民教育の資料を含ましむることを要す。小學校令第一條を按ずるに、

「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必復ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

とあり。論ずる迄もなく、道德教育とは、主に一個人としての徳性涵養の方面を指すものにして、國民教育とは、國家の一員として即ち國民としての品性陶冶を指すものなり。固より、此兩者は、相俟つて行くべきものにして、決して

離るべきものにあらざるも、從來其個人としての教育、所謂道德教育は、比較的注意せられ居るも、國民教育の點に關しては、大に等閑に附せられし感あり。之れ今日、普通教育に於ける一大缺點にして、而かも、教育界の注目、漸く此點に向へるは、吾人の大に喜ぶ所なりとす。要するに、農業補習學校に於て、此國民教育に資すべき材料所謂法制經濟の大要より、國家に對する責務の一斑等、國家的觀念を養ふべき材料は、之を國語科中に得て、不知不識の間に、其志操を發達せしめんことを務めざるべからず。

五、其材料中には、農業の補助學科たる理化博物等の大要を含ましむるを要す。

高程度の農業補習學校にして、一分科として理科を設け

たる所は、格別なれども、低度の補習學校にては、之を讀本中に材料を得ること、最も便利なりとす。而して、常に農業と關聯せしめ、農業の補助學科たる本分を充分尽さしめんことを務めざるべからず。故に其教授細目の如きも、農業科と對照關聯せしむべきを要す。

六、其材料中には、農業修身に關する事項、殊に老農の傳記、逸話等を含ましむるを要す。

之れ修身科と相關聯して、訓練の利用上肝要なることなりとす。其説明の如きは、大体前節修身科に於て述べたれば、再び贅せず。

要するに、國語科の訓練上の利用は、修身科に次ぎて、最も教師の留意すべきものにして、而かも其利用の範圍は、廣く且

比較的容易なるものなりと信ず。彼の國語科の一部分たる、書き方所謂習字科の如きも、成るべく農業に關係せる材料にて練習せしめ、又細字の練習をなして、農業帳簿記入の豫備をなす等、之亦訓練に利用すべきものなりとす。

第三 算術科

算術科なるものは、其性質、主として形式修練に屬し、日常の計算に習熟せしめ、思考を正確ならしむるが要旨にして、直接訓練上の利用少なきが如し、然れども、一面より考ふるときは、敢て訓練に關係なきものにあらざるなり。即ち應用問題の如き、成るべく之れを、日常生活に必須なる實用的ものを選び、同時に、又道德的材料を以て、組立つる方針をとるときは、其形式上の修練と共に、又訓練上利用することを

得べし。之れ所謂一舉兩得の策にして、而かも興味を増すの利あり。例へば、

酒ヲ好ム人アリ毎月酒代ニ金五圓ヲ費ストスレバ此人一ケ年間ノ酒代ハ幾何

勤勉ナル農夫アリ毎月五圓ツ、貯金スレバ一ケ年間ノ貯金總計如何

此二問題に於ける形式上の修練所謂數理上の計算に至りては、何等の異なることなし、而かも其問題の組立材料により、何れか訓練上に有利有害なるかを知らば、又以て算術科たりとて、道德教育に資するの料たるを解せらるべし。殊に其實用的方面に至りては、なるべく農家の關係あるものによるべく、且農業家經濟に最も必要ある農業簿記の概要

も、此科に於て授け、收支精算の良習慣も養ひ延きては注意勤儉等、農民に必要な美德をも進むることを得、算術科も亦、訓練上の利用多きにあらずや。

第四 農業に關する學科

教則に示す農業科の要旨を見るに、

『農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得セシメ、農業ノ趣味ヲ長シ、勤勉利用ノ心を養フヲ以テ要旨トス』

とあり。此要旨を分解するときは、農業科の目的は、

- 一、農業の普通の知識を授くること。
 - 二、農業の趣味を長すること。
 - 三、勤勉利用の徳を養ふこと、
- なるべし。之れ、普通教育に於ける農業科の要旨なれども、補

習學校にても、必要にして且つ充分なるべし。世には、補習學校なりとて、徒に本科に重きを置くものあれども、これ又、誤解たるを免れざるなり。夫れ補習學校にて、農業なるものは、實に目的の半を充たすものなることは、前述の如しと雖も、其農業なる目的は、單にこの農業科のみにて養成するものにあらずして、各教科相調和並進して、之れを達すべきものにして、本科は、農業補習學校の一分科たるなり。然れども、普通教育に於ける農業科とは、同一のものにあらざるなり。何となれば、普通教育にては、普通教育の目的を達する爲めの一教科にして、補習教育にては、補習教育の目的を達する一教科なれば、普通教育と補習教育との目的の異なる以上は、其教科なる本科の目的性質も、自ら異ならざるを得ざれば

なり。要するに、本科は、敢て農業補習學校の農業的目的を達すべき唯一のものにあらず、他教科と相俟つて、農業補習教育の目的を達するの一條件たるなり。従て普通教育に於ける農業科より、農業的に、重大の關係を有することは、吾人の許す所なり。然れども、農業の知識と云ひ、農業の趣味と云ひ、決して一定不變のものにあらず。實に程度問題なれば、此要旨の範圍内に於て、充分に補習學校の一分科たる目的を達する餘裕あるべし。而して、其農業の知能に付ては、前章補習學校の性質に於て論じたれば、茲に再びする必要もあらざれども、第二の趣味は、之れによりて兒童に愛農愛國の心を起さしめ、且つ勤儉なる良農たらしむるを得るものなれば、能く、この點に注意すべきことなりとす。而して、この趣味な

るものは、新觀念の會得類化によりて起るもの、換言せば、其知識經驗の程度によりて感ずる度合も異なるものなり。故に徒に自己の有する趣味を以て、經驗知識共に乏しき兒童に臨めば、却て兒童の趣味を害することあり。注意すべきことどもなり。第三の勤勉利用の心を起すと云ふことは、これ又大に必要のことにして、本科の訓練上利用の重なる點なり。然しながら此ことは、寧ろ材料の側よりは論じ難く、實地に臨みて、臨機應變の處置に出づべきものとす。

第五 唱歌科

現行の實業補習學校規程には、農業補習學校に於ける唱歌科は、缺除せり。然れども、余輩は當分隨意科としてなり本科の加設を望むものなり。

教育に於ける唱歌の訓練上に關係を有する點は、美感を養ひ、以て徳性涵養に資するにありとす。其美的趣味を養ひ、其品性をして、高尚優雅ならしむることは、何種の人を論ぜず、最も必要なることなれども、殊に農業者の如きは、其職業の性質上より、物質的のものにして、乾燥無味、無風流のものなれば、其反面に於て、此美的趣味を長せしむること、極めて必要なりとす。而して、兒童の興味津々、愉々快々の間に、不知不識、此美感を養ひ、品性を高尚ならしむるものは、唱歌を以て第一とす。これ吾人の、農業補習教育に、本科を加へんと欲する所以にして、之れを課する方法にして當を得れば、農業に對する興味を増さしむることをも得べく、又卑穢なる俗歌を撲滅し、風俗改良上、預りて力あるべきものと信ず。然り而し

て、本科訓練上の利用を計らんとするには、左のことに注意すべきなり。

一 歌曲は、害を認めざる限りに於ては、成るべく俗歌に近きものたるべきこと。

これ卑猥なる俗謠改良の手段として、最も必要なことにして、總て改良と云ふことは、急激なる變更によりては、却て其効を奏せざるものなり。彼の俗謠を改良せんとて、高尚なる唱歌を熱心に授けつゝあるも、學校以外にては、依然俗謠を謠ふことは、吾人の常に聞く所なり。これ高尚なる唱歌は、彼等の程度に適せずして、興味を感ずる能はざるによるならん。又一方より見るときは、一概に云ふ能はざれども、俗歌の、風教上嫌すべきは、多く其内容の如何

にあるものゝ如し。故に歌曲は、其害なき範圍に於ては、なるべくこれに近きものを撰び、漸次改良する方針を取らば、不知不識の間に、俗謠を改良し得らるべけん。

二、其材料は、農業に關係せる事柄若しくは、老農の徳を頌する等の道德的文句より取ること。

前段にも述べたる如く、歌謠の高尚と野卑との別は、主として、其内容即ち材料によるものなれば、之れが撰擇に注意すべきは勿論なり。而して、唱歌の訓練上利用點も、主に茲に存すれば、農業に關する歌、及老農等の徳を頌したる歌等によりて、農業の趣味及、愛農尙農等の徳を養ふことを勉むべし。

第六 體操科

本科も唱歌科と同じく、補習學校規程には缺除せり。これ補習學校の性質より、冬期或は夜間に設立せらるゝ學校にて、事情已を得べからざるものあるによるならん。然れども、吾人は、本科の補習學校訓練上、必要を感じるや切なり。吾人は、少くとも、常設農業補習學校にては、便宜の方法によりて、この科の加設を望むものなり。

體操科なるものの、教育上如何なる効果を有するか、吾人の喋々を要せず、試に教則を按ぜよ。

「體操ハ身體各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

其要旨や美なり。一般國民の心身を養ふ上に、如何に必要に、如何に貴重なるか、論ずる迄もなし。併しながら、吾人は、稍、方面を異にして聊か斯科に就きて論ぜんとす。

國家經濟の上より觀察したる、初等教育に於ける體操科の利用。

經濟上より體操科を論ずること、讀者或は奇異の感あるべし。然れども、吾人は、決して詭辯を弄するものにあらず。此問題は、吾人の嘗て軍隊教育を受くるの日、實地に、經驗觀察したるものにして、而かも、其實行し得べきを確信するものなり。讀者幸に机上の空論となす勿れ。

前述の如く、今や我が帝國に於て、最も憂慮すべきは、實に經濟上の問題にして、國用、年を追ひて多額を加へ、而かも生産

之に伴はず、國富の低減は、轉た帝國前途の進運を阻害するにあらざるかを疑はしむ。而して、國用中最も多額を要するものは、軍事費にありとす。而かも、宇内の形勢は、益々軍備の擴張を促して止まず。然るに、國家の經濟は、今日此際限なき軍事擴張を許さざるの事實を示せり。茲に於てか、近來、軍隊縮小説を唱ふる者、軍隊教育年限の短縮説を述ぶる者輩出せり。之れ蓋し、國家經濟の上より、當然起るべき議論なりとす。

然れども、一面より觀察する時は、今日兎角不穩勝ちなる宇内の形勢は、決して軍隊縮小説を許さざるなり。否、益々膨脹の必要を促すのみ、而して、軍隊教育年限短縮論に至りては、稍、耳を傾くるに足る説なるも、是亦實行せらるべきものに

あらず。何となれば、論者は、單に年限を短縮せよと云ふにありて、其短縮の結果より生ずる不足を補ふべき方法を考究せざれば、到底、實行に價すべき論ならずして、只一の空論に過ぎざるのみ。

吾人の此に述べんとするは、要するに、軍隊教育年限の短縮にありと雖も、而かも其結果より生ずる不足は、充分補ふべく、否、其軍事費と勞力とは、今日より少くして、其結果は、却て、今日にも勝れる良軍隊を得る、所謂經濟的の、且容易に實行せらるべき方法なりとす。然らば、其方法とは如何、他なし。

初等教育に於ける體操科を利用して、未來の軍人たる萌芽を培ひ、而して軍隊教育の年限を短縮して、二年となす事。

吾人の軍隊教育を受けるの日、之を將校に聞き、之を實驗して、其軍事教育の難易は實に入營者其者の教育の有無程度に比例することを知り得たり。即ち比較的教育の素養を有する者は、容易に軍隊にて要求する軍人となり得て、其進歩發達は著しきものなり。現に軍隊にて、毎年行ふ歸休兵なるものは、明に、此事實を証明するものにあらずや。

吾人の養成する農業補習學校、及一般小學校の兒童は、二十歳に至れば、其心身に、特別の缺點なき限は、皆兵士として入營し、護國の義務を盡す爲に、軍事教育を受くるものなり。而して、其小學校にあるの日より留意して、未來の軍人に適すべき萌芽を培ひ、軍隊教育の土台を作らば、軍隊に於ては、今日の年限の半分にて、今日の勞苦の半分にして、今日より多

く立派なる兵士を養成する事を得ん。然らば、今日の年限三年を短縮して、二年となし、其一ヶ年に費す所の費用を、他の事業に充つれば、國家經濟上利する所幾何ぞや。而かも、初等教育に於ける體操科の利用によりて、容易に其目的を達するに於ては、極めて經濟的方法にあらずや。

而して、其體操科利用の點を擧ぐれば、
一、軍人に賜りたる勅語(軍人精神)を、教育勅語に連關せしめて、教授すること。

二、時々軍隊讀法を授け、軍人精神の萌芽を養ふこと。

三、兵式體操を有益に利用して、軍人たる技術の土台を作ること。

四、卒業後、教育召集をなし、時々復習修練をなすこと。

五、其規律習慣は、直接訓練に利用すべきこと。
 近來、新兵入營前に至り、短期講習を開くこと、諸方に流行し來れり。斯の如く、獅子を見て矢をはぐ如き方法にても、軍隊教育に、非常に効果ありと聞く。況や小學校時代より、根本的に、精神的に教養せば、其効果幾何なるを知らんや。

第七 實習及實驗

世には、農業教育に於ける實習及實驗を輕視するものあれども、適當なる方法の下に於ける實習及實驗の効果は、實に莫大なるものなり。今農業補習教育に於ける實習實驗の効果と、其方法とを略述せん。

農業補習教育に於ける實驗實習の効果。

一、智識技能を能く理會せしめ、觀念を鞏固にすること。

二、農業につき、興味を増すこと。

三、注意力、觀察力等を養ふこと。

四、勞働、勤勉等、農民として、最も必要なる良習慣を養ひ、勞働を賤み、農業を厭ふ念を減ずること。

五、共同一致、事に従ふ公共心を養ひ、公德養成の一助をなすこと。

六、農民に最も必要なる元氣、忍耐の力を養ふこと。

七、古來農民の美風たる着實、質朴、敦厚等の徳を養ふこと。

八、自然を愛し、美的感情を養ふこと。

九、身心を爽快健康ならしむること。

以上は、極めて、大略を述べたるに過ぎざれども、兎に角、其効果中、訓練上利用の如何に大なるかは知らるべく。然るに、吾

人は、往々實習實驗の不必要論を耳にすることあり。其論旨の主なるものは。

一、獨逸の補習學校の例を、直ちに我國に用ゐんとするもの。
 二、實習は、生徒自ら家にありて、父兄の仕事を手傳して爲すゆゑ、學校にて、之れを課するの必要なしと云ふもの。
 三、實習を課するときは、勞苦を厭ふより、延いて農業を嫌ふに至るゆゑ、之れを課すべきものにあらずと云ふもの。
 實習不必要の根據とする所は、主に以上の三點なるが、吾人より見れば、其論旨の薄弱なるに一驚せざるを得ざるなり。先づ、第一の獨逸の補習學校に實習を課せざるより、我國の補習學校にも、之れを課するの必要なしと云ふが如きは、實に思はざるの甚しきものなり。事情異なる彼我の間に於て、

性質の異なる彼の補習校と、我補習校との間に於て、直ちに彼を應用せんとするは、實に笑ふべきことなり。彼の獨逸に於て、實習を課せざるは、彼國の事情の許さざるものにして、之れ決して模範とすべきことにあらざるなり。兎角この如き論の出づるは、一種の祟外熱に起因し、此頃、斯道の洋行歸りの大家等に、獨逸補習學校の話を聞きて、早合點するより起りしものならんか、注意すべきことなり。

第二の論旨も、實際を觀察せざる一種の空論なり。何となれば、實習實驗の效果は、訓練上は別としても、其學びたる知能の應用てふことにあるものにして、單に、器械的に勞働すべきものにあらざるなり。現今、我國農民の家庭に於て、兒童が學校に於て學びたる知能を、家業の手傳に於て、果して應用

し得るか、これ到底望む能はざることなり。殊に農業補習學校生徒の家庭は、前述の如く、中産以下の農民にして、當局者の種々手段を盡して奨励するも、農事改良など行はざる頑迷なる徒なり。何ぞ、我子が學校にて學びたることを信じて、應用試作などをなすべき。この如きことは、今日の生徒が、父兄となりたる時代に望むべきことにして、今日の問題とは、なること能はざるなり。而かも前に述べたるが如き實習訓練上の効果は、今日學校以外に於て、望む能はざるなり。第三の勞苦を厭ふより、農業を嫌ふに至る故、實習を課すべからずとは、これ又、姑息極まる説と云はざるを得ざるなり。勿論農業は、必ず勞働の伴ふものにして、机に憑り、筆墨を弄するのみにて、出來得るものにあらず、吾人の考より云へ

ば、斯くの如き勞働を厭ふ輩には、猶更實習を課して、勞働を厭ふ心を奪ひ、進んで勞働を喜ぶ習慣をつくべきものなり。而して、實習も、其方法當を得れば、勞苦の如きは、厭ふべきものにあらざるなり。興味津々の間に、農業的興味を増進し得るものにして、實習にして勞苦を感ぜしむるは、其方法當を得ざるなり。更に、一面より論ずるときは、生徒に勞苦を感ぜしめ、其身體を鍛ひ、其忍耐力を養ふ事も、必要なることにして、生徒を、乳母育てすることは、今日の時勢に、とるべき教育法にあらざるなり。寧ろ、或程度までは、スパルタ教育主義も必要ならん。さて、之より農業補習學校に於て、課すべき實習實驗の方法に就て、聊か吾人の意見を述べん。

- 一、實習、實驗を課するには、生徒心身の發育の程度を考ふべきこと。
- 二、主に實驗的試作的實習を課し、興味あらしむべきこと。
- 三、成るべく、學科にて習得せしものを、直ちに應用せしむべきこと。
- 四、實習地を二分し、一方を各自分擔實驗地となし、一方を共同實習地となし、技術練習の傍ら、公共心養成を務むべきこと。
- 五、成るべく、短時間に原因結果の明かなる實習を課すべきこと。
- 六、其始めにありては、興味と起す手段として、果樹、果菜、花卉等の栽培をなさしむること。

- 七、其地方に於て改良すべき作物の模範試作をなし、一般農民の参考に資すべきこと。
 - 八、常に生徒をして、其經過を記載せしむること。
- 以上は、實習を課する方法の大體方針とも云ふべきものにして、此の如き方法にて課したらんには、比較的效果を収むるならんと信ずるものなり。尙之れを實施するに當りての些細なる手段は、右の方針より打算して應用すべきは勿論なり。
- 次に、經濟上より農業補習學校に、實習を課することを批難するものあり。夫れ、實習を課すれば、之れを課せざるより費用を要するは勿論なり。乍併、費用を要するとして、直ちに、經濟上否定すべきものにあらざるなり。元來經濟と云ふことは、

資本と生産とに就て云ふべきことにして、費したる資本に比して、効果(生産)多ければ、以て、經濟學の原則に適ひたるものなり。余輩は、此點に就て調べたることあり。聊か參考の爲めに、次に擧げん。

農業補習學校生徒六十名(一學年三十名、二學年三十名)と假定す。

一、實習地 六畝(生徒一人三坪として)

二、組別け 共同實習地二畝 分擔實習地四畝とす。

壹組 一年生五人(一人一坪半として七坪半)

二年生五人(一人二坪半として十二坪半)

三、一ヶ年間の費用概算

借地料

五圓(處により差あり)

肥料代 拾八圓(試験には割合に多く要す)

種子代 一圓(全上)

鋤(維持費) 八圓

鎌(全上) 一圓

萬能同上 八拾錢

肥桶附屬品共(同上) 一圓五拾錢

蓆 一圓

雜費 拾五圓

小使手當(小使を農場に使
甲するとして) 拾二圓

計 六拾三圓三十錢

内 雜收入 三圓

差引 六拾圓三拾錢

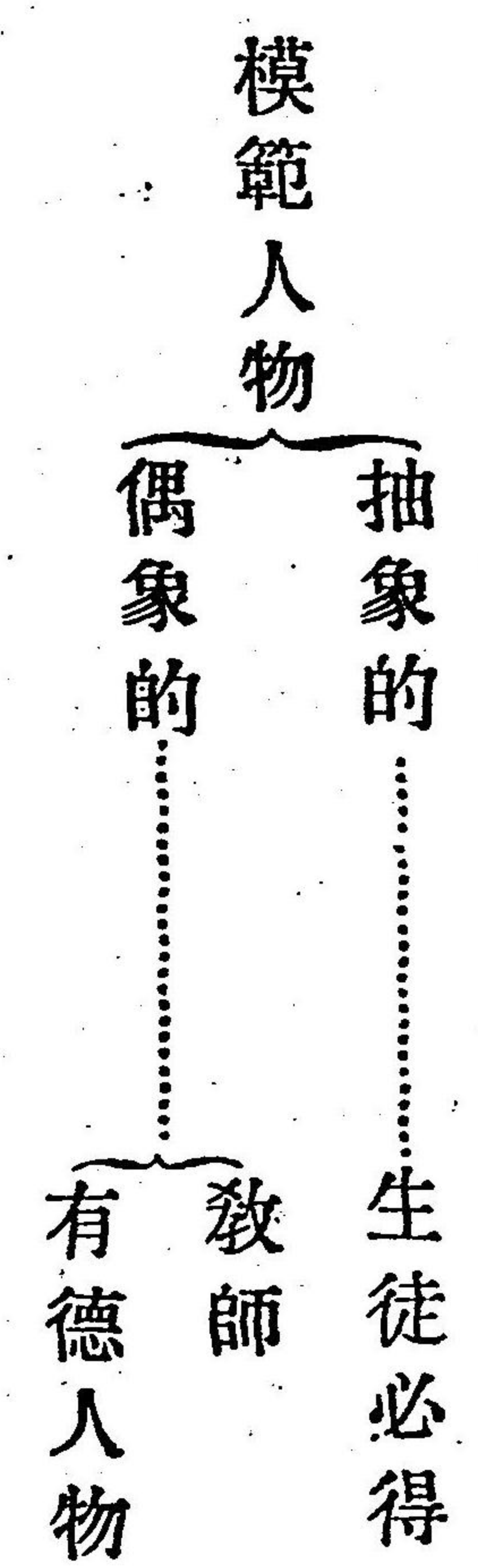
右は、最も費用を節減し得る限りに於て、概算したるものなるが、兎に角、一ヶ年六拾圓内外の金額にて之れを課し得るものにして、其効果は、前述の如く莫大なるものなれば、經濟上の批難は受くべきものにあらざるべし。
要するに、少くとも高等小學二年以上に常設する農業補習學校にては、實習を課し、以上の効果を收めんことを務むべきものなり。

第三節 模範人物

夫れ、百聞は一見に如かず、繪畫は實物に及ばず、生徒訓練上模範人物の如何に有効に、如何に必要なかは、吾人の贅言を要せざるなり。

其模範人物に對する注文の大略は、前節修身科に於て、之を

述べたり。然れども、吾人は模範人物なるものゝ意義につき、少しく述ぶるは、蓋し必要なるを信ず。何となれば、模範人物なる意義は、廣狹二義を有し、而て其意義の如何によりては、頗る見解を異にするものあればなり。廣義に於ける模範人物とは、



吾人の此に述べんと欲するは、廣義に於ける模範人物にあらずして、狹義に於ける模範人物、所謂有徳人物にありとす。其有徳人物とは果して誰ぞ。

尊徳二宮金次郎先生

之なり。二宮先生が、農業者の模範人物として、如何なる價値あるかは、世既に定論あり。其傳記、逸話の如きも、亦吾人の喋喋を俟たざるなり。然れども、吾人は左に其傳記の大略を記し、併て其訓練上に利用する點を明にせんとす。

二宮尊徳先生の畧傳

尊徳二宮先生は、天明七年七月二十三日を以て、相模國柏山村に生れ、通稱を金次郎と云ふ。

赤貧洗ふが如く、一家其日の生計さへ覺束なかりしが、先生、幼より農事を勤め、父母に奉仕すること至孝寸隙あれば、草鞋を作り、其を賣りて、父の好める酒を脩められける。かくて、先生十四歳の時父を失ひ、貧苦艱難愈々迫るに至れり。

先生の母、貧苦に耐へ兼ね、其末子三郎左衛門と云ふを、里子

に遣はさんとす。而かも、恩愛の情、實に忍びざるものあり。先生更に一層の艱苦を重ね、朝は未明より山に入り薪を採り、柴を刈りつ、夜は夜半に至る迄、繩を索ひ、草鞋を作り、一寸の日影も惜みて、身を使ひ以て、小弟を救ひ、母の必を慰めたり。然るに十六歳の時、其慈母にも別れ、積る不幸は、先生をして、遂に他家に養はるゝに至らしめたり。

先生、幼より學問を好みたれども、養家吝にして、燈油を給せず。且つ、筆硯を買ふこと能はず。此に於てか、工夫を運らし、人の耕さゝる近隣の不毛地を開き、こゝに藁苔をまき、能く之を培養し、遂に種實七八升を得て、之を以て筆硯と燈油とに代へ、深更に至る迄は、繩を緬ひ、草鞋を造りて、養家の家事を補ひ、人の寝ぬる頃より、讀書習字に従事して、毎夜勤勉撓む

ことなかりき。

先生は、常に廢物を利用するに、心を用ひたる人なり。或る年、村人が棄てたる稻苗を拾ひ、之を荒廢地に植ゑて、一俵の米を收納し得たり。こゝに於て、更に其米を、他の荒廢地に植ゑ、連年此の如くにして、増殖をはかり、遂に莫大の米穀を得て、資財を作り、乃ち養家に乞ひて、己の家に歸り、家屋を修め、田畑を購ひ、再び二宮家を興すに至れり。

先生の農業に精くして、學問あること遠近に聞えけるが、其頃、小田原侯の家老に、服部某と云ふものあり、家政紊亂して、負債多く、殆ど其職をも辭せんとする迄、貧に窘みけるが、先生の令名を聞き、委するに一家再興のことを以てせり。先生慨然として起ち、一家のことは、妻女に一任し、服部家の財政

を正し、分度の法を定め、自ら奴僕と共に家事を勤めける程に、五年の後、千兩餘の借財、影も止めず、剩へ、三百兩を餘したり。服部大に喜び、報酬として、先生に百兩を贈り、厚く先生の勞を謝したるに、先生其忠勤せる收僕に之を分與し、飄然として家に歸れり。

此時にあたり、先生の名聲益々顯はれ、領主小田原侯、先生に命ずるに、殆ど荒廢に歸したる野州櫻町の領邑を治むべきを以てせり。先生、命に應じて、其邑に至り、先づ人情、風俗、田畑の肥瘠、水利の便否等を視察し、節儉、勤勉大に興復を計り、十餘年の後、家々給し、人々足り、天保の饑饉には、他村を救助するの餘裕あるに至らしめたり。

是より以後、諸侯邑宰、先生の名を聞きて、殖産興業の方法を

詢ふもの甚な多し。先生、一々畫策教示して、少しも倦まず。且其事に従ふや、規律整然、一毫も違ふことなし。爲に、荒村修し、貧家興り、邑里藩國隆盛を致したるもの、殆ど擧げて數ふべからず。其博愛慈仁の徳洽からざるはなし。

後、幕府より日光廟の祭田を修むべき命を受け、刻苦事に従ひたるに際し、享年七十を以て、安政三年に此世を去れり。人其死を聞きて、哀悼せざるものなく、恰も赤子の慈母を悼むが如し。明治に至り、朝廷其功績を追賞して、從四位を贈らる。

其忠義 先生藩主の命を奉じて、農事を勤め、國を利し、民を富ますこと十年一日の如し。忠にあらずして何ぞや。

其孝心 先生幼にして、家貧し、能く農事を勵み、父母に

仕へて至孝、遂に家を興し、名を擧ぐ、孝にあらずして何ぞや。

其友愛 先生の幼時、家貧のため、可憐なる小弟は、慈愛なる母の膝下を去りて、他に養はれんとす。先生更に一層の艱苦を負ふて之を止む、友愛にあらずして何ぞや。

其信義 先生人の爲に事をなす。一たび肯れば、誠心、誠意其事に従ひ、一毫も違ふことなし。信義にあらずして何ぞや。

其和親 先生、妻女を信愛する篤し、其出て外事に従ふに及でや、一家のこと、悉く妻女に一任す。妻女亦能く、其責を盡くし、内願の憂なからしむ。和親に

生 先 德 尊 宮 二

あらずして何ぞや。

其博愛||先生衆を憫むの情は、先生をして、能く濟民の
事業に献身せしむ。博愛にあらずして何ぞや。

其公益||先生、中年以來の事業、一として社會公衆の爲
めならざるはなし。公益にあらずして何ぞや。

其遵法||先生、主君を敬ひ、法を尊ぶこと篤し。其事に従
ふや、必ず規律を設け、自ら固守して、寸毫も違ふ
なし。遵法にあらずして何ぞや。

其義勇||先生、他人の艱苦を見て、慨然として起ち、之を
救ふ、敢て一身を顧みず、義勇にあらずして何ぞ
や。

其廉潔||先生、心清きこと明月の如し。嘗て服部某の爲

に事に従ひ、其報酬として百金を贈らる。先生之
を受け、更に奴僕に分與して飄然として去る。廉
潔にあらずして何ぞや。

其勤儉||に至りては、實に先生、事業の源泉なりとす。其
幼時、貧苦の中に人と爲りてより、成効に至る迄、
一舉一動、勤と儉とによらざるはなし。殊に、農業
に於て成効せしもの、全く此點にありとす。而し
て如何に元氣を以て事にあたりしか、如何に忍
耐を以て艱苦と戦はれしか、而かも、以上の諸徳
先生の先生たる所以は、實に先生一片の眞心、誠
心、誠意にあることを、深く思はざるべからず。

嗚呼先生は、良民たり、眞日本男子たり。

右の表は、前出生徒心得と共に、生徒に與へ置き、兩々相俟つて訓練の効果を収めんことを期するものなり。讀者幸に、此の二表を對照せられよ、吾人の訓練上の主義模範人物の因て來る所、其意の存する點を、一層明に亮解せられんか。

第四節 公德養成と農業補習教育

公德養成は、現今社會の一大問題なり。新聞に雜誌に、討論に演説に、談話に、之れを聞かざるはなし。殊に教育界は、之れに關して、其方法を講究して止まず。公德養成は、實に二十世紀に於ける我邦教育界の、殆ど全力を注ぐべき問題なりとす。吾人は、現今社會の公德欠乏の本をたゞし、之れを養成するに農業補習教育は、其最も適するものなるを信ずるものなり。

り。夫れ公德なる語は、私徳に對して云ふ言にして、獨り其身を慎しむてふ私徳に對して、其社會の一員としての徳、所謂徳の社會的方面を指したるものなり。公德の缺乏、其依りて來る原因種々ありと雖も、歸する所は、個人的我的發達に比して、其社會的我的發達せざるにあり。これ、我邦古來の宗教、倫理、風俗習慣の依て來る所の久しきものにして、一朝一夕に、之れを改めんとするは、頗る困難なることとす。既に、公德の缺乏たる社會的我的欠乏幼稚より來るものなりとせば、之れを養成せんには、宜しく國民の社會的我的發達せしめんことを計るべきなり。如何にして、社會的我的發達せしめんか、其方法固より種々ありと雖も、吾人の茲に述べんと欲する處は、農業補習學校の性質と關係したる方面にあり。

前章屢々論じたるが如く、農業補習學校は、中産以下の農民を養成するにありて、其農民に特有なる勤勉、誠實、質素、親切等の諸徳は、皆社會的我を作る要素にして、殊に其最も主要なる同情に於ては、質朴敦厚なる農民風俗に、より多く見るべきものなり。實に、この同情なるものは、社會的我を作る主要要素にして、同情ありて、始めて自他を合体せしむべく、自他合体して、茲に社會的道德、即ち公德なるものを生じ、公共心の發揚を來たすものなり。公德の缺乏は、割合に智識の發達せる都會人士に多く、却て、田舎の質樸なる農民に少なきを見るも、亦以て農業なるものが、如何に公德に關するかを知らるを得べし。況んや、農業補習學校は、其性質上より、生徒は、比較的、自營自活、獨立自存の傾きを有し、互に共同一致して、以

て其敦厚なる美風を助長せしむべく、家に歸りても、浮世の荒風吹くことなく、暖き和かき。天真爛漫、名利に走らず、以て汲々其業務に精勵し、喜びあれば、一村一郷、舉りて喜び、悲みあれば、一村一郷、亦共に悲み、都會士民の知り得べからざる美風あるをや。且つ、其實習實驗の如き、前述の如く、皆共同事に従ふ習慣を養ひ得るものなり。又、農業なるものは、共同事を勵むにあらざれば、其効を奏せざるもの多く、實に公共心を養ふに適する業なり。農學士上野英三郎氏耕地整理の利益の中に、共同一致の心を養ひ、得ると數へられたるも、亦宜なりと云ふべし。兎に角、共同行事の風習を作り、社會的我を發達せしめ、以て公德の養成、公共心を發揚せしむるには、農業補習學校は、適當なる所なり。

農業補習學校に於て、公德養成上、心得べきことは、

- 一、農業補習學校の一學級をして、和協一致事に従はしめ、茲に、級の我なるものを發揚せしむべきこと。
- 二、學校全體をして、一の農民社會たらしめ、級の我より進んで、學校の我を作らしむること。
- 三、常に級の一人、學校の一人なることを思はしめ、一舉一動、悉く級に、學校に關することを忘れしめず、以て、互に制裁を重んぜしむること。
- 四、生徒の實驗實習は勿論、掃除其他の川事も、生徒になし得べきことは、悉くなさしめ、以て、自働自營、獨立の氣象を養ひ、殊に、其農業なるものの共同的ならざれば、効を奏せざる點を知らしめ、公共心を發揚すること。

五、常に國家の一員、社會の一民たることを忘れざらしむること。

六、國民教育資料、即ち法制經濟等を利用して、公德養成に資すべきこと。

第五節 女子農業補習教育

以上論述せる訓練法は、固より男女兩性に通じて、行ふべきものなるも、而かも、其大體の對象は、男子農業補習學校にありとす。蓋し現今設立せられたる農業補習學校は、主として男子にして、女子農業補習學校の如きは、全國に於て、殆ど五指を屈するに足らざればなり。然れども、吾人は、今や訓練法の終に臨み、女子農業補習教育につきて、一言其特殊訓練に及ばんとす。

夫れ、女子特殊訓練なる語ば、普通教育に於て、屢々用ひらるゝ語にして、要するに、男女性を異にし、其本分を異にし、將た社會に立つ位置を異にするに於ては、茲に、女子特殊訓練法を必要となす所以なり。

今や、社會の趨勢は、女子教育の勃興を促し、女子大學は設立となり、各府縣高等女學校は、競ふて設置せられ、女子教育機關は、整然たらんとす。誠に我國女子の爲め、否、邦家の爲め、賀すべきの至なりと謂つべし。然れども、熟々考察するに、是等の教育機關は、主として、中産以上、所謂令嬢、姫君等の教育を受くる所にして、其恩澤は、實に中産以上の女子にありとす。これに反して、中産以下の女子教育は、尙ほ憐むべき状態にして、殊に普通教育に於ける女子就學歩合等を檢する時は、

云ふに忍びざるものあり。一方に於て、中産以上女子教育機關備はり、所謂紳士の良妻賢母を養成すると同時に、一方に於ては、中産以下、所謂一般農民の良妻賢母を養成すべき教育機關の設立を見ざるべからず。彼の高等女學校の如きは、實に前者の目的に添ふべきものにして、一般農民の良妻賢母たるべきものを養ふは、高等女學校にあらずして、之を他に求めざるべからず。

何をか、一般農民の良妻賢母と云ふ。實に甲斐々々しき世話女房之れなり。徒らに、高等教育を受け、交際に巧にして、所謂上品なる令嬢は、紳士の良妻賢母には適當なるべきも、寧ろ一般農民の良妻賢母には不適當なりと言はざるを得ず。而して、此甲斐々々しき世話女房を養ふは、實に女子農業補

習學校にありとす。即ち義務教育を終はりて、進で高等教育を受くる能はざる、一般農民の子女に對して、其義務教育の補習と同時に、適切なる職業的教育を施し、以て甲斐々々しき世話女房を養成せんとす。之れ、女子農業補習教育として、特殊訓練を必要となす所以なりとす。

一、農業に興味を起さしめ、農業につき、知能の一、通りを心得しむべきこと。

二、簡單なる農産製造より、裁縫、調理、機織、染色等、其地方に適當せるものを心得しむべきこと。

三、家事經濟帳簿記入等に熟せしむべきこと。

四、貞淑、温良、能く良人に仕へ、家人に接し、家庭和樂の中心たるべき心得あらしむべきこと。

五、育兒法につき、一通りの心得あらしむべきこと。

以上述ぶるが如き方針にて、女子特殊訓練をなさば、以て一般農民の良妻賢母たる甲斐々々しき世話女房を養成せんことを得んか。苟も、女子農業補習學校に従事する教師は、前述一般訓練法より打算して、其女子に適する訓練法の細節を考究せんことを望むものなり。

第七章 農業補習學校と農民との關係

以上は、農業補習學校に於ける直接訓練法なりとす。然れども、學校教育なるものは、其學校に於ける生徒直接訓練のみを以て、能く効果を收むべきものにあらず。必ずや、其家庭に於ける間接訓練と相俟つて、始めて効を奏するものなりとす。其學校に於て、教師たるもの、苦心經營、教授に訓練に、如何

に熱心従事するも、一面に於て、家庭教育の間接訓練にして不可ならんか、所謂一日之を暖めて、十日之を冷やす道理にて、教師折角の苦心も、悉く水泡に歸し終はるに至る。蓋し、生徒は其家庭にあるの時間、學校にあるの時間より長く、而かも、其父母兄弟、家族の感化力は、學校に於ける教師の感化力より偉大なるものあればなり。況や、其學校に入る以前に於ける教育は、悉く家庭に於てなされる、ものをや。

而して、農業補習學校に於ける生徒の家庭を見よ。前章既に論ずる如く、其家庭は、多くは中産以下の農民にして、稍貧民的の性質を帶ぶる、寧ろ下層の農民なりとす。其家庭に於ける事情を探らば、事々物々、眉をひそむること多からん。教師たるもの、如何に自己の理想と、家庭との間に大差あるを知

らん。狹量の教育者、動もすれば、其學校に於て、自己のなすこととは、悉く家庭に於て、破壊せらるるものなりとなし、自暴自棄に終はるもの、亦偶然にあらざるなり。

此時に當り、吾人教育者たるもの、豈に只、自暴自棄に終はるべけんや、宜しく、家庭の事情を探り、其地方的事情を鑑み、務めて、其學校に於ける事業と、家庭の事情とをして、一致融合せしむべく、而かも、其間に於て、一步一步、家庭の地平線を高からしむべく、即ち其感化を家庭に及ぼすべく、其父兄を指導すべきものなり。其理想より云へば、學校教育は、家庭教育の補助を得て、内外共力、生徒を訓練して、効果始めて見るべきものなるも、今日、我國一般の家庭、而かも農業補習學校生徒の家庭には、到底望むべからざることにして、只吾人は、家

庭に於て、少くとも、學校教育を破壊せざらんことを望み、又吾人は、此程度迄は、家庭に向つて、干渉せずんばあるへからざるなり。近時教育者家庭教育に留意するに至る、又宜なりと謂つべし。

以上は、學校教育の効果を收めんとする方面より論したる家庭教育なれども、吾人教育者たるものは、一面に於て、社會教育、所謂一般農民教育に對し、大なる責任を有するものなるを忘るべからず。實に吾人教育者は、社會育成を以て、自ら任じ、其學校教育より、漸次一般農民教育に活動せざるべからず。吾人教育者は、所謂學校教師にあらずして、實に社會教育者を以て、自ら任せざるべからず。彼の學校教育のみを以て、能事終はれりとなし、得々たる教育者は、恰も籠に水を盛

るの愚にして、而かも、其小天地に踟躕し、井中望天の輩に至りては、眞に憫むべきものなりとす。大抱負あり、大識見あり、大主義ある大人物にして、始めて育英の重任を盡すを得べし。肩量狭小なる小人物、抱負なく、識見なく、主義なく、徒に學校の小天地に籠城す。焉ぞ教育の任を盡すを得んや。須らく、積極的なるべし、進取活動主義なるべし。

殊に、農業補習學校の如きは、農民に關係する所、頗る多く、所謂百姓的學校なれば、農民との連絡を計り、關係を附するに、最も容易なりとす。農業補習學校教職にある者、其學校教育の完成を圖ると同時に、一面に於て、一般農民の指導者となり、以て彼等の知能を進め、徳義を助長し、彼等をして、文明開化の恩澤に浴せしめんことを務めざるべからず。下層農民

の社會教育亦吾人の責任なる哉。

- 一、農業補習學校教師は、成るべく農民に親しみ、彼等と接する機會を多くし、其家庭の事情に通ずること。
- 二、農民をして、其閑時には、成るべく學校に來らしむること。
- 三、時々、幻燈講話を開くこと。
- 四、青年會、夜學會等を起し、教師之を指導すること。
- 五、展覽會共進會等を起すこと。
- 六、通俗農事講習會を開くこと。
- 七、學校の試作地を利用して、其地方農民の參考に供すること。
- 八、生徒を卒ゐて、地方の農圃を參觀し、批評をなすこと。
- 九、農會巡回教師等に連絡を通じ、農事改良の指導をなすこと。

と。

第八章 結論

吾人は、今や章を追ひ、節を積み、農業補習學校の梗概を述べ、茲に筆を收めんとす。其淺學不才、加ふるに不文にして、筆意に伴はず、僅に、其大要を述べ、其幹條を記さんと欲して、繁簡當を失し、轉に愧赧に堪へざるなり。之れを敷衍し、之れが研究を重ね、他日を俟て、更に補給詳論するところあらんとす。然れども、今や終りに臨みて、特に一言せんと欲することあり、即ち教育なるものは、精神上感化的のものなりとのことと是れなり。

如何に巧妙なる教授法を知り、如何に精良なる訓練法を盡すも、其教育者にして、生徒を感化する力なくんば、絶て教育

の効果を収むること能はざるなり。既に感化者たる吾人教育者は、其智能に於て其徳に於て、教育者として、又感化者としての品性を具へざるべからず。夫れ知るは易し、行ふは難し。苟も人の師たるもの、善の善たり、徳の徳たるを知らざるものあらざるも、之れが實踐實行は、果して伴ふか、世には、辯は能く張儀を兼ね、智はよく良平を凌ぐ輩にして、其行に至りては、匹夫匹婦にも及ばざるもの、往々にしてこれあり。若し教育者にして、此の如きものあらば、吾人は斷じて云はん。人の子を傷ふものなりと、教育者たるものは、常に三省して、言行一致、内外隔てなく誠實熱心ならざるべからず。誠實にして、熱心にして、然る後、始めて感化を及ぼすべく、以て兒童を訓練するを得べし。

農業補習學校は、前述の如く、貧民的性質を帶ぶるものなり。哀れなる下層の可憐兒の集合なり。教師たるもの、これを思はば、豈に胸中無限の感なきを得んや。彼のヘルバルトが所謂教育の至誠至高なる動機は、兒童を愛憐するに存すとは、實に吾人の忘るべからざる金言なり。實に兒童を愛憐し、至誠熱心、以て之れを導くにあり。獨り教育者のみならず、吾人の考より云へば、教育者の一族も、皆教育を之れ樂み、其家憲、家法皆教育より打算せらるべく、所謂教育を以て、主宰點とせる、圓滿なる家庭ならざるべからざるなり。一家舉りて、之れを助け、村夫子的、郷先生的の教育者にして、益々其効果を収むべく、茲に至りて、兒童は教師を見ること父母の如く、教師は眞に其子を見るか如く、

一郷亦舉りて先生を敬慕し、一郷の吉凶悉く先生の手を煩はすに至りて、其任務を盡くすを得べし。彼の學校を以て、一の役所的ならしめ、御役目的に其責を盡し、名利にこれ走るの徒に至りては、到底農業補習學校の教師たるを得ざるなり。至誠なる哉、熱心なる哉、愛隣なる哉。

初等農業學校訓練法終

明治三十五年四月廿一日印刷

明治三十五年四月廿四日發行

農訓與付

定價金三十五錢

著者 岡田九之吉

著者 中曾根三郎


印刷所 東京市神田區西小川町貳丁目壹番地 伊原眞次郎


發行所 東京市神田區西小川町貳丁目壹番地 三育舎

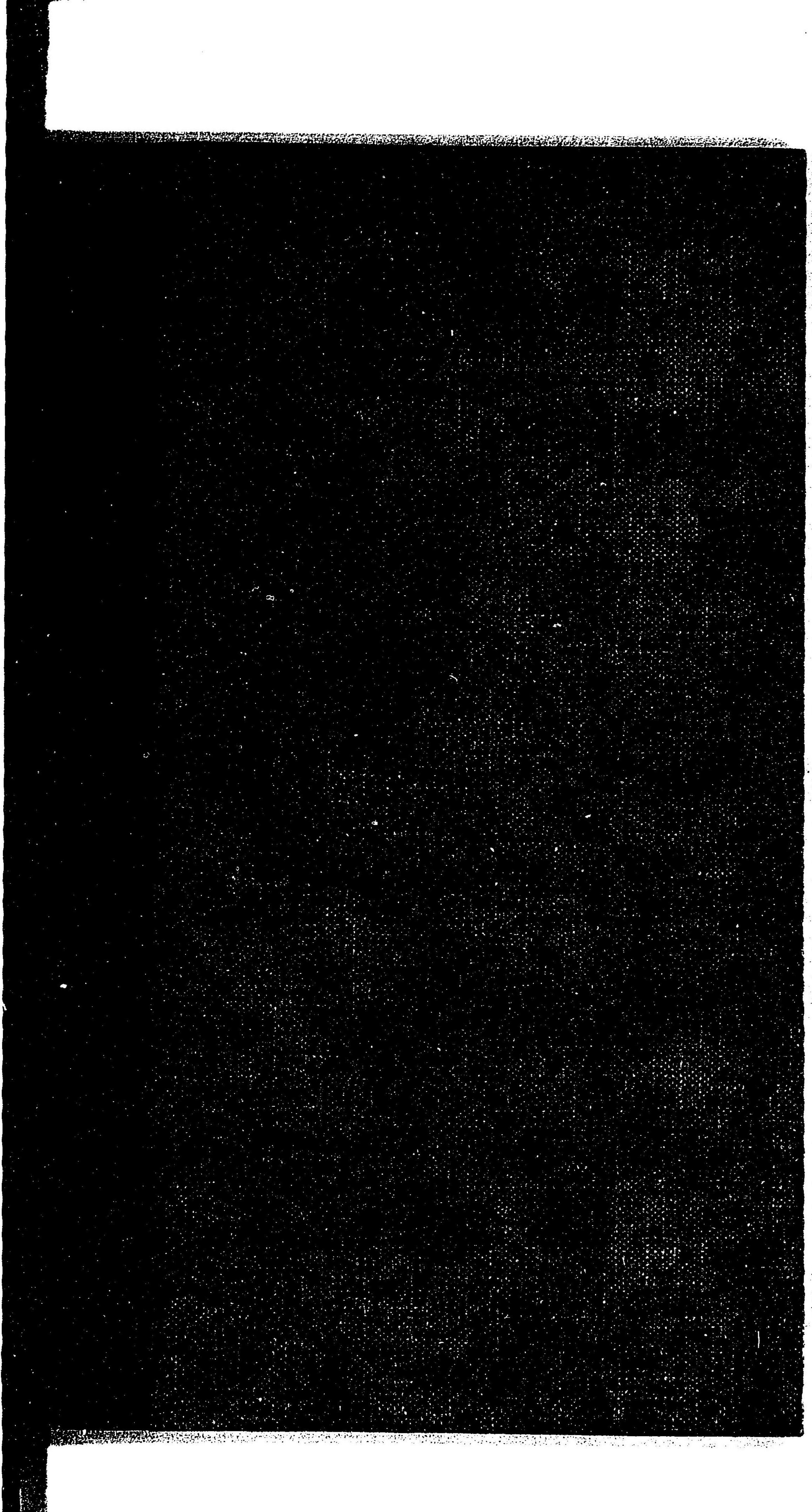
賣捌所 各府縣書肆



不許複製







291

14

048417-000-6

291-14

初等農業学校訓練法

岡田 九之吉

中曾根 三郎 / 著

M35

BEG-0059

